

おおい町
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

おおい町

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
第2章 おおい町の現状と課題	5
1 人口の状況	5
2 障がいのある人の状況	5
3 障がいのある子どもの状況	10
4 第5期計画における障がい福祉サービス等の状況	12
5 アンケート調査結果からみる現状	24
6 障がいのある人を取り巻く課題	42
第3章 障がい福祉計画	45
1 令和5年度末までの成果目標	45
2 障がい福祉サービスの見込み量と確保方策	48
3 地域生活支援事業の見込み量と確保方策	57
4 その他の活動指標の確保方策	63
第4章 障がい児福祉計画	64
1 令和5年度末までの成果目標	64
2 障がい児福祉サービスの見込み量と確保方策	65
第5章 計画の推進体制	68
1 事業者・地域等との協働の推進	68
2 庁内体制の整備	68
3 計画の達成状況の点検及び評価	68
資料編	69
1 おおい町障害福祉計画等策定委員会設置要綱	69
2 おおい町障害福祉計画等策定委員会委員名簿	71
3 計画策定の経過	72

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

わが国においては、平成 23 年に「障害者基本法」の改正、平成 24 年に「障害者虐待防止法」の施行、平成 25 年には「障害者総合支援法」が施行され、平成 26 年には「障害者権利条約」が批准される等、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。

また、平成 28 年には障がいのある人の権利擁護につながる、「障害者差別解消法」、「成年後見制度利用促進法」が施行されました。

平成 30 年には、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援について、より充実させるための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充や、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う「障害者総合支援法及び児童福祉法」が改正・施行され、共生社会の実現に向けた取り組みが、より一層求められています。

おおい町では、平成 19 年 3 月に「おおい町障害者基本計画・障害福祉計画」を策定し、障がいの有無に関係なく、それぞれが持つ個性を認めあい、障がいのある人が安心して生活できる環境づくりを進めてきました。

平成 30 年 3 月には「第 2 次おおい町障害者基本計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」を策定し、「ともに生き、支えあい いきいきと安心して暮らせるまち おおい」を基本理念に掲げ、障がい者福祉の推進に取り組んでいます。

令和 2 年度で「おおい町第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」が終了年度となることから、これまでの取り組みを検証し、障がいのある人を取り巻く現状や課題、また、国の制度改正の方向や県の動向等を踏まえた施策の見直しと、それに伴う障がい福祉サービス見込み量を推計し、障がい福祉施策を計画的に進めるために「おおい町第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を一体的な計画として策定しました。

本計画における「障がい」の表記について

本計画では、「害」という漢字が与える印象と、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、「害」という文字を可能な限り「がい」というひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等に関しては、従来通り「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の表記が混在しています。

■ 障がい者関連法整備の主な動き（障害者基本法改正以降）

年	主な動き
平成 23 年	8 月 「障害者基本法」の改正・施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年	10 月 「障害者虐待防止法」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	4 月 「障害者総合支援法」の改正・施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 9 月 「障害者基本計画（第 3 次）」策定 ・基本原則の見直し、障がいのある人の自己決定の尊重を明記 等
平成 26 年	1 月 日本が「障害者権利条約」を批准 4 月 「障害者総合支援法」の改正・施行 ・障がい支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年	4 月 「障害者差別解消法」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み 等 4 月 「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 5 月 「成年後見制度利用促進法」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 8 月 「発達障害者支援法」の改正・施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	3 月 「障害者基本計画（第 4 次）」策定 4 月 「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行 ・障がいのある人の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 6 月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 ・障がいのある人による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等 12 月 「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）」の施行
令和元年	6 月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行
令和 2 年	4 月 「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・地方公共団体に障害者活躍推進計画策定義務化、特定短時間労働者雇用事業主に対する特例給付金の支給

2 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

■ 市町村障害福祉計画

障がい福祉サービスの提供体制の確保やその他「障害者総合支援法」に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)
第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■ 市町村障害児福祉計画

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量等について計画的に整備するためのものです。

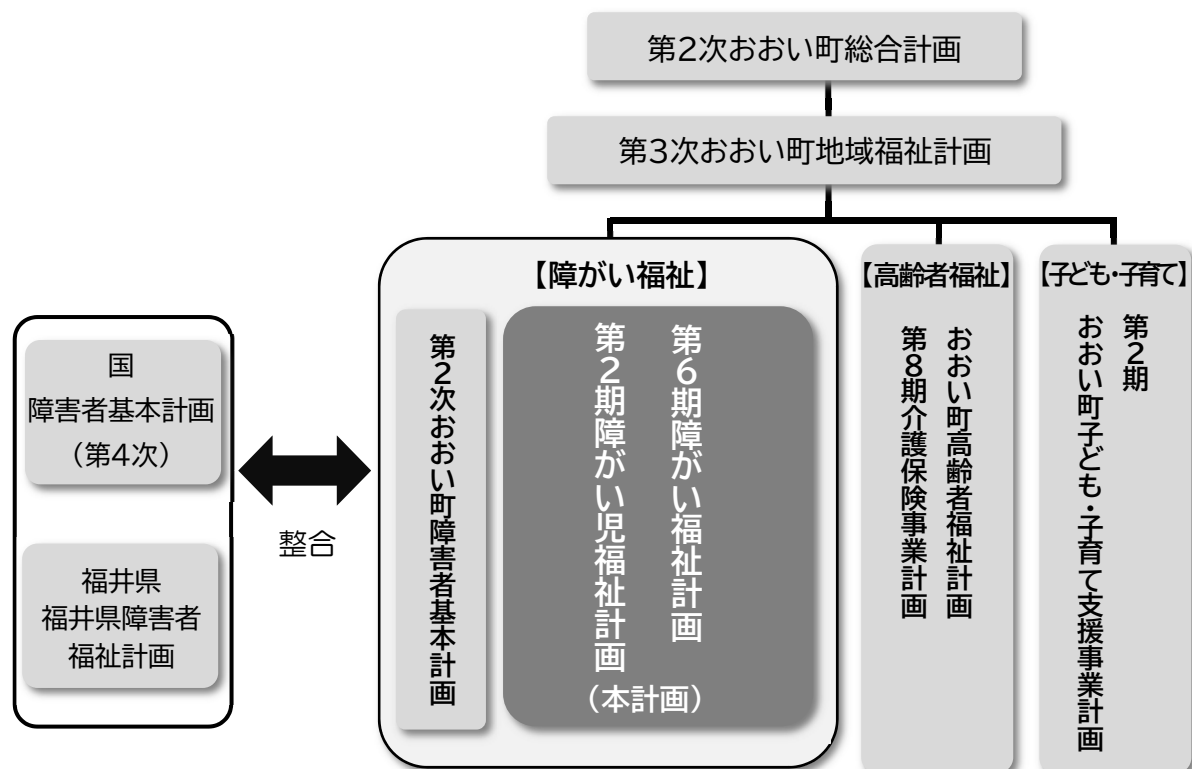
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)

第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 関連計画との関係

本計画は、「第2次おい町総合計画」を上位計画とし、おい町の他の関連計画（「第3次おい町地域福祉計画」「おい町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」「第2期おい町子ども・子育て支援事業計画」）との整合性を踏まえ、それぞれの取り組みを推進していきます。



3 計画の期間

本計画は、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定するものであり、各計画の整合性を図ります。また、「第2次おい町障害者基本計画」は平成30年度から令和5年度までの6年間で1つの期間、「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」は令和3年度から令和5年度までの3年間で1つの期間とします。

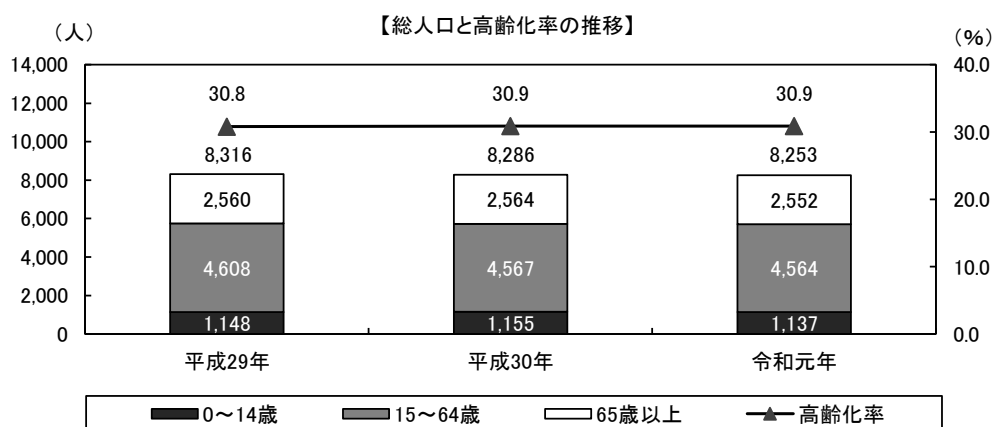
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者基本計画	第2次						第3次		
障がい福祉計画	第5期		第6期（本計画）			第7期			
障がい児福祉計画	第1期		第2期（本計画）			第3期			

第2章 おおい町の現状と課題

1 人口の状況

(1) 総人口と高齢化率の推移

おおい町の総人口と高齢化率の推移をみると、人口はゆるやかな減少傾向となっており、高齢化率は3割程度で推移しています。年齢構成ごとの人口の推移をみると、平成29年と平成30年では15～64歳以外は増加していますが、令和元年では全ての年齢構成で人口は減少しており、高齢化率については、今後も3割程度で推移していくものと見込まれます。

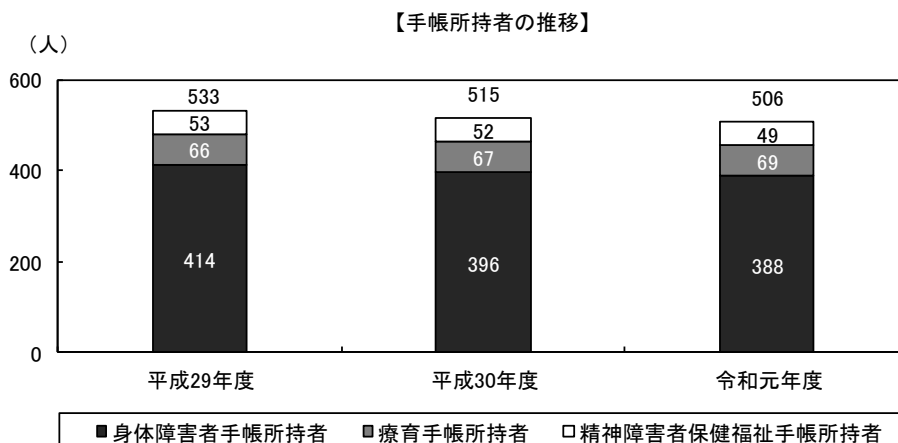


資料: おおい町住民窓口課(各年10月)

2 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者の推移をみると、全体では減少傾向となっています。手帳種別ごとの内訳をみると、身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は減少傾向となっていますが、療育手帳所持者は増加傾向がみられます。

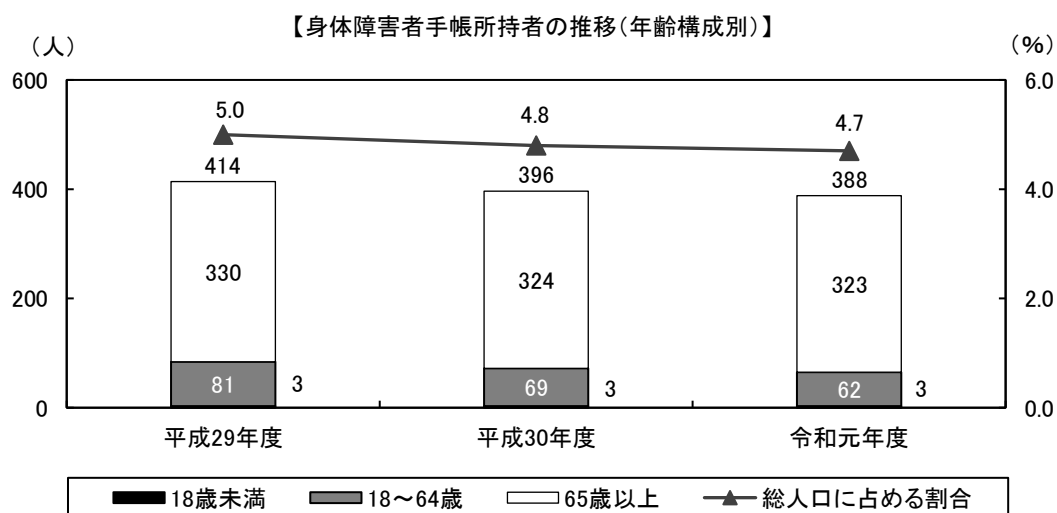


資料: おおい町いきいき福祉課

(2) 身体障害者手帳所持者の推移

① 身体障害者手帳所持者の年齢構成別の推移

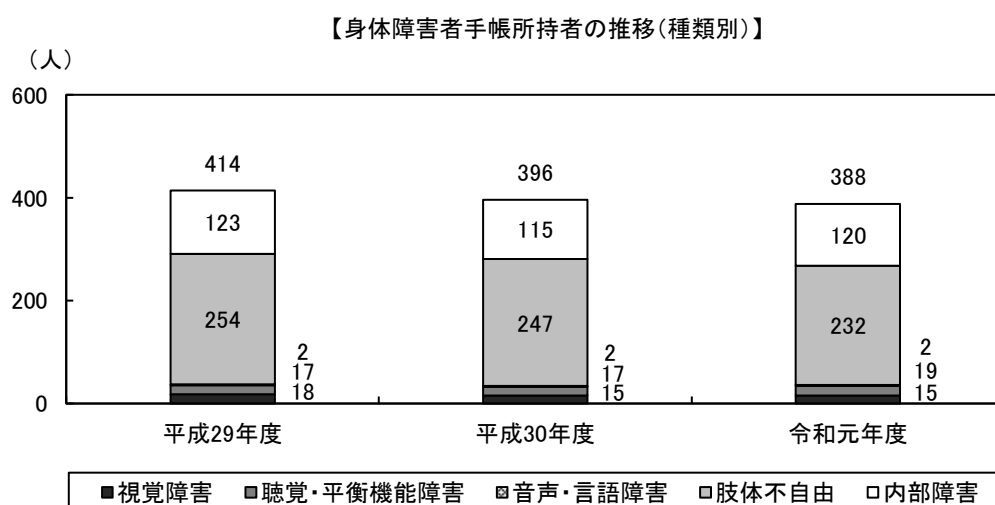
身体障害者手帳所持者の年齢構成別の推移をみると、18歳未満は横ばい、18～64歳及び65歳以上は減少傾向となっています。総人口に占める割合も、減少傾向となっており、令和元年度は4.7%となっています。



資料: おおい町いきいき福祉課

② 身体障害者手帳所持者の種類別の推移

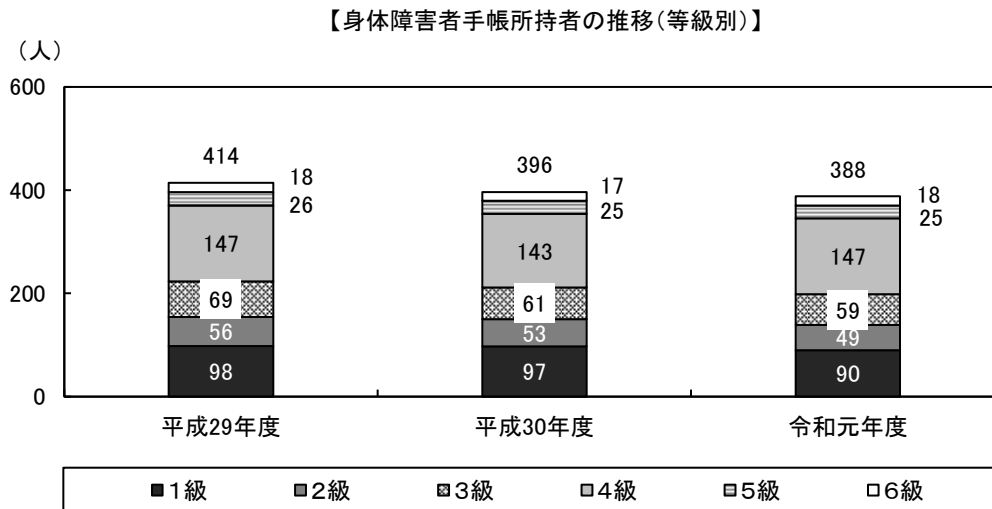
身体障害者手帳所持者の種類別の推移をみると、肢体不自由は減少傾向となっていますが、その他はおおむね横ばいとなっています。



資料: おおい町いきいき福祉課

③ 身体障害者手帳所持者の等級別の推移

身体障害者手帳所持者の等級別の推移をみると、1級、2級、3級は減少傾向となっていますが、その他はおおむね横ばいとなっています。

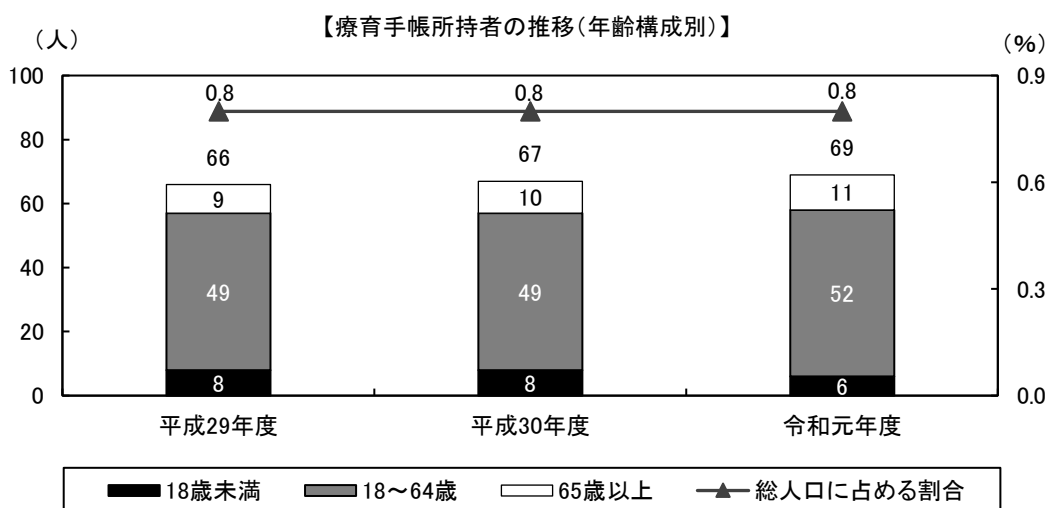


資料: おおい町いきいき福祉課

(3) 療育手帳所持者の推移

① 療育手帳所持者の年齢構成別の推移

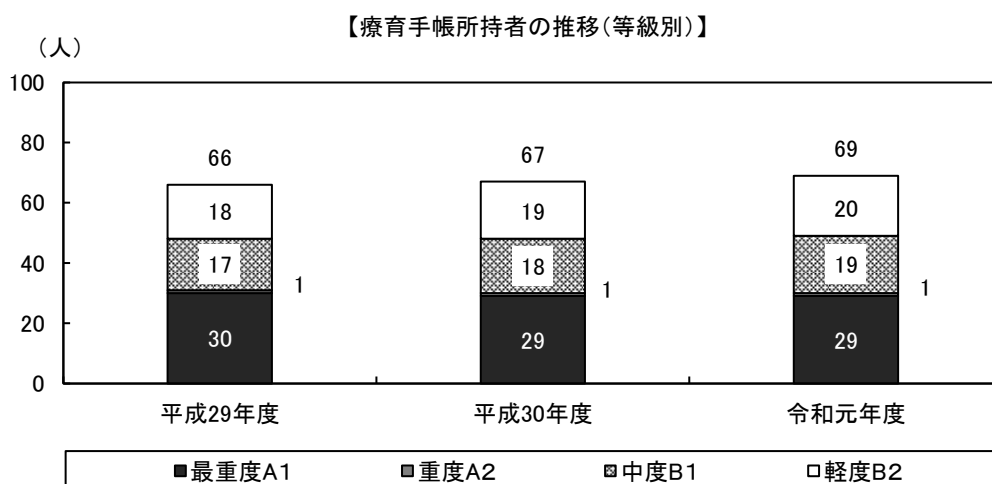
療育手帳所持者の年齢構成別の推移をみると、18～64歳及び65歳以上は増加傾向となっていますが、18歳未満は減少傾向となっています。総人口に占める割合は、横ばいとなっており、令和元年度は0.8%となっています。



資料: おおい町いきいき福祉課

② 療育手帳所持者の等級別の推移

療育手帳所持者の等級別の推移をみると、中度B1及び軽度B2は増加傾向となっていますが、その他はおおむね横ばいとなっています。

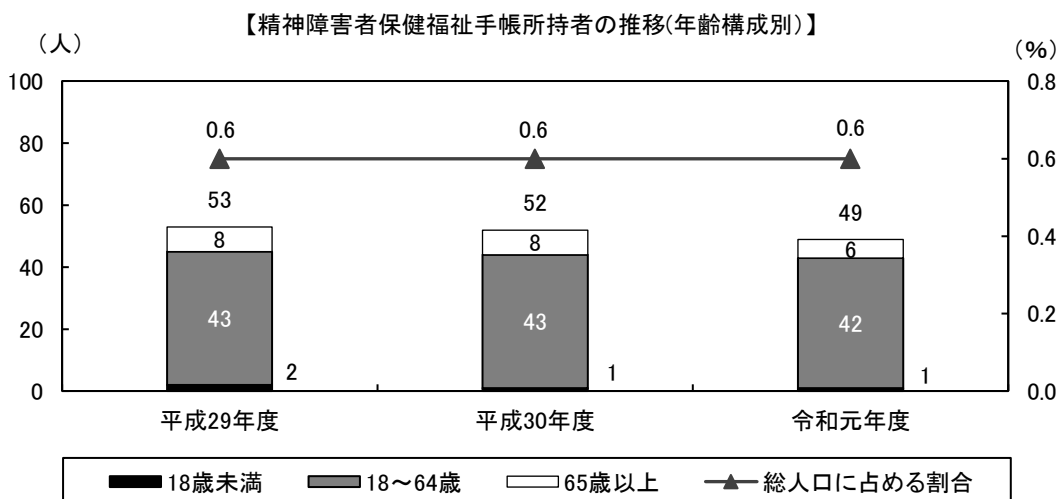


資料: おおい町いきいき福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

① 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢構成別の推移

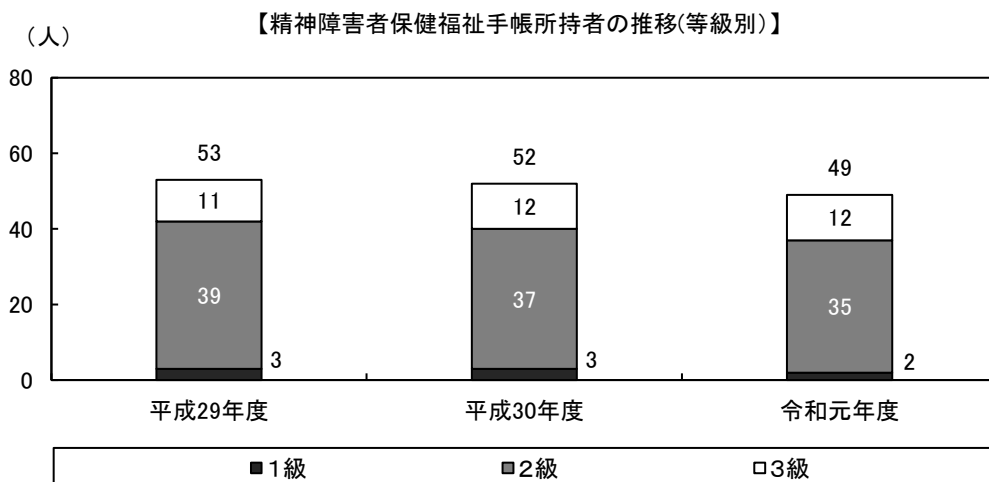
精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢構成別の推移をみると、どの年齢構成でも減少傾向となっています。総人口に占める割合は、横ばいとなっており、令和元年度は0.6%となっています。



資料: おおい町いきいき福祉課

② 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移

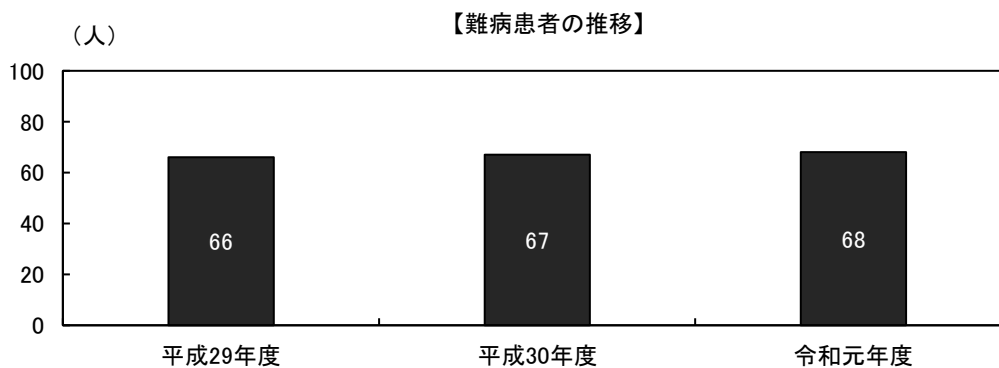
精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移をみると、2級では減少傾向となっていますが、その他はおおむね横ばいとなっています。



資料: おおい町いきいき福祉課

(5) 難病患者の推移

難病患者の推移をみると、平成29年度以降1人ずつ増加しています。

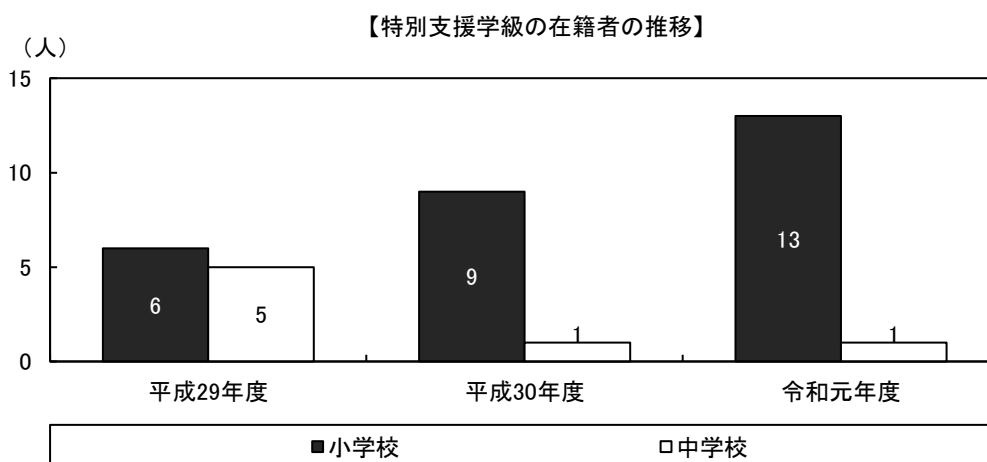


資料: 福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター

3 障がいのある子どもの状況

(1) 特別支援学級の在籍者の推移

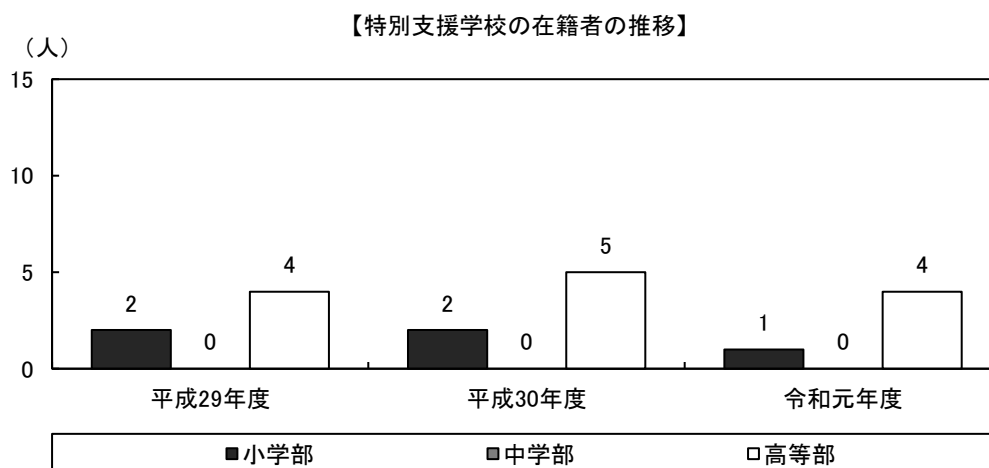
特別支援学級の在籍者の推移をみると、小学校は増加傾向、中学校は減少傾向となっています。今後、進学に伴い中学校の在籍者の増加が見込まれます。



資料: おおい町教育委員会

(2) 特別支援学校の在籍者の推移

特別支援学校の在籍者の推移をみると、小学部及び高等部はおおむね横ばいとなっています。中学部では在籍はありません。



資料: 嶺南西特別支援学校

4 第5期計画における障がい福祉サービス等の状況

(1) 各目標値の達成状況

① 施設入所者の地域生活移行者数

国の 基本指針	●地域移行者数：平成28年度末施設入所者数の <u>9%以上</u> ●施設入所者数：平成28年度末施設入所者数の <u>2%以上削減</u> ※高齢化・重症化を背景とした目標設定
------------	--

《目標設定の考え方》

- 地域移行者数については、平成28年度末時点の施設入所者数が16人となっていることを踏まえ、国の指針に基づいて算出される2人として設定。
- 施設入所者数については、平成28年度末時点の施設入所者数が16人となっていることを踏まえ、国の指針に基づいて算出される15人として設定。

項目	目標		実績	達成率
	人数	割合		
地域移行者数	2人	12.5%	0人	0.0%
施設入所者の減少見込み	1人	6.25%	1人	100.0%
目標年度施設入所者数	15人		15人	100.0%

《現状》

- ・施設入所者数は横ばいとなっています。
- ・施設入所されている人は重度の人が多く、他の障がい福祉サービスによる支援では独立した生活の維持が難しい状況であり、地域移行への取り組みが困難なケースが多くあります。
- ・アンケート結果から、地域で生活する人の主な介助者の高齢化がみられます。今後、介助者の高齢化が進み要介護状態になる等で、介助を継続することが困難となる状況が見込まれます。この結果、障がい福祉サービス等を利用したとしても、障がいのある人のみでの生活が困難なケースとして施設入所者の増加が見込まれます。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●保健・医療・福祉関係者による協議の場（各市町村）を設置 ※市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない ●令和2年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の設定（都道府県が設定）
------------	---

《目標設定の考え方》

- 協議の場については、令和2年度までに1箇所として設定。
- 精神病床の1年以上長期入院患者数については、平成26年度時点の精神病床における1年以上長期入院患者数が65歳未満で10人、65歳以上で12人となっていることを踏まえ、福井県の指標に基づき、令和2年度末までに、65歳未満で7人、65歳以上で10人として設定。

項目	目標	実績	達成率
協議の場の設置数	1箇所	1箇所	100.0%
精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳未満）	7人	5人	100.0%
精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上）	10人	10人	100.0%

《現状》

- ・令和2年度に、既存の精神保健福祉連絡会（医療・保健・福祉関係者で構成された精神障がい者支援に関する検討会）を協議の場として設置しました。令和3年度からは、管内の精神科病院と精神疾患に対応している訪問看護ステーション等も加わり、地域課題を協議した内容に応じて、研修会、事例検討、実態調査等ケアシステムを推進するための体制整備を行います。

③ 地域生活支援拠点等の整備

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備
------------	--

《目標設定の考え方》

- 地域生活支援拠点については、令和2年度までに1箇所として設定。

項目	目標	実績	達成率
地域生活支援拠点等の整備数	1箇所	1箇所	100.0%

《現状》

- ・「緊急時の対応」や「体験の場」について協議しており、令和3年度からは、その機能の充実に向けた取り組みを進めていきます。

④ 福祉施設から一般就労への移行

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●一般就労への移行者数：平成 28 年度末の 1.5 倍 ●就労移行支援事業利用者数：平成 28 年度末の 2割増 ●移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合：5割以上 ※実績を踏まえた目標設定 ●就労定着支援 1 年後の就労定着率：80%以上
------------	---

《目標設定の考え方》

- 福祉施設から一般就労への移行者数は、平成 28 年度末時点の移行者数が0人となっていることを踏まえ、国の指針に基づいて算出される1人として設定。
- 就労移行支援事業の利用者数は、平成 28 年度末時点の利用者数が9人となっていることを踏まえ、国の指針に基づいて算出される11人として設定。
- 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合は、町内に該当する事業所がないため、未設定。
- 就労定着支援 1 年後の就労定着率は、サービス利用者数を1人で見込んでいることを踏まえ、100.0%として設定。

【平成 28 年度の一般就労への移行者 0人】

項目	目標	実績	達成率
福祉施設から一般就労への移行者数	1人	1人	100.0%

【平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 9人】

項目	目標		実績	達成率
就労移行支援事業の利用者の増加	11人	22.2%	2人	18.2%

【平成 28 年度末時点の就労移行支援事業所 0事業所】

項目	目標	実績
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の増加	—	—

【就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率】

項目	目標	実績
就労定着支援事業による1年後の職場定着率の増加	100.0%	サービス利用無し

《現状》

- ・一般就労への移行者について平成 29 年度より毎年1人から2人で推移しています。
- ・就労移行支援事業について、利用者の一般就労や就労継続支援への移行に伴い、利用者が減少しています。
- ・若狭地区障害児・者自立支援協議会において、企業見学や模擬面接等を実施し一般就労に向けた支援を行っています。
- ・町内の企業を対象とし、合理的配慮等の障がい者雇用に関する研修の実施を予定しています。

(2) 障がい福祉サービスの進捗状況

① 介護給付サービス

「居宅介護」は利用時間、利用者数ともに減少傾向となっており、令和元年度以降は計画値を下回っています。

「同行援護」の利用時間は、計画値を下回り、利用者数は計画値どおりとなっています。継続して1人の利用があることから、今後も一定の利用が見込まれます。

「生活介護」の利用日数は、計画値を上回っています。利用者数はほぼ計画値どおりとなっており、利用者当たりの利用時間が増加しています。

「療養介護」は令和元年度以降、計画値を上回っています。

「短期入所」は利用日数、利用者数ともに計画値を下回っています。

「施設入所支援」の利用者数は、横ばいとなっています。

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
居宅介護	時間/月	139	135	103.0%	104	135	77.0%	110	135	81.5%
	人/月	8	8	100.0%	7	8	87.5%	7	8	87.5%
重度訪問介護	時間/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同行援護	時間/月	15	19	78.9%	10	19	52.6%	6	19	31.6%
	人/月	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
行動援護	時間/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
重度障害者等 包括支援	時間/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活介護	人日/月	638	603	105.8%	639	603	106.0%	641	603	106.3%
	人/月	33	31	106.5%	32	31	103.2%	32	31	103.2%
療養介護	人/月	2	2	100.0%	3	2	150.0%	3	2	150.0%
短期入所	人日/月	37	59	62.7%	17	59	28.8%	26	59	44.1%
	人/月	5	6	83.3%	4	6	66.7%	3	6	50.0%
施設入所支援	人/月	15	15	100.0%	15	15	100.0%	15	14	107.1%

② 訓練等給付サービス

「就労移行支援」「就労継続支援（A型）」の利用日数、利用者数はともに、減少傾向となっています。一方、「就労継続支援（B型）」の利用日数、利用者数は増加傾向となっており、令和2年度には計画値を上回っています。

「就労定着支援」「自立生活援助」は、ともに利用実績はありません。

「共同生活援助（グループホーム）」の利用者数は、17人前後で横ばいとなっています。

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
就労移行支援	人日/月	109	123	88.6%	37	138	26.8%	21	169	12.4%
	人/月	6	8	75.0%	2	9	22.2%	1	11	9.1%
就労継続支援 (A型)	人日/月	164	237	69.2%	131	257	51.0%	132	277	47.7%
	人/月	8	12	66.7%	6	13	46.2%	6	14	42.9%
就労継続支援 (B型)	人日/月	254	295	86.1%	282	311	90.7%	344	328	104.9%
	人/月	14	18	77.8%	16	19	84.2%	19	20	95.0%
就労定着支援	人/月	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%
自立生活援助	人/月	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	17	18	94.4%	16	18	88.9%	17	18	94.4%

③ 地域相談支援給付サービス

「計画相談支援」の利用者数は、計画値を下回っています。「地域移行支援」の利用者数は0人、「地域定着支援」の利用者数は2人で推移しています。

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
計画相談支援	人/月	15	16	93.8%	16	17	94.1%	12	18	66.7%
地域移行支援	人/月	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%
地域定着支援	人/月	2	1	200.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%

(3) 地域生活支援事業の進捗状況

① 理解促進研修・啓発事業

「理解促進研修」については、若狭地区障害児・者自立支援協議会で研修等を行っています。「啓発事業」については、教育機関での福祉教育や各行政委員への制度等の周知を行っています。

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
理解促進研修・啓発事業	有/無	有	有	-	有	有	-	有	有	-

② 自発的活動支援事業

「自発的活動支援事業」は、平成30年度から令和2年度にかけて、団体補助等をおして活動の支援を行っています。

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
自発的活動支援事業	有/無	有	有	-	有	有	-	有	有	-

③ 相談支援事業

「障害者相談支援事業」の実施箇所数は、2箇所で推移しています。

「基幹相談支援センター等機能強化事業」については、基幹相談支援センターを広域で設置しており、機能強化に向けた取り組み等を推進しています。

「住宅入居等支援事業」は、利用実績がありません。

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
障害者相談支援事業	箇所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
基幹相談支援センター等機能強化事業	有/無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
住宅入居等支援事業	有/無	無	無	-	無	無	-	無	有	-

④ 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用支援事業」は、利用実績がありません。

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
成年後見制度 利用支援事業	件/年	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

「成年後見制度法人後見支援事業」は、利用実績がありません。今後、法人後見活動の推進を図るため、高齢者等も含めた包括的な事業及び支援内容の整備を検討します。

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
成年後見制度 法人後見支援事業	有/無	無	無	-	無	無	-	無	有	-

⑥ 意思疎通支援事業

「手話通訳者/要約筆記者派遣事業」は、令和元年度に実績が1人となっており、「手話通訳者設置事業」では、利用実績はありません。

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
手話通訳者/ 要約筆記者派遣事業	人/年	0	1	0.0%	1	1	100.0%	0	1	0.0%
手話通訳者 設置事業	人/年	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%

⑦ 日常生活用具給付等事業

「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の利用件数は、0件となっており、「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」の利用件数は、1件で推移しています。「排泄管理支援用具」については、減少傾向となっていますが、250件前後を推移しており、今後も一定のニーズが見込まれます。

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
介護・訓練支援用具	件/年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%
自立生活支援用具	件/年	0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%
在宅療養等支援用具	件/年	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	2	50.0%	1	2	50.0%	1	2	50.0%
排泄管理支援用具	件/年	268	271	98.9%	243	266	91.4%	240	261	92.0%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	1	0.0%	0	1	0.0%	0	1	0.0%

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

「手話奉仕員養成研修事業」は、利用実績がありません。

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%

⑨ 移動支援事業

「移動支援事業」の利用者数は1人で推移しており、利用時間は令和元年度以降100時間程度となっています。

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
移動支援事業	時間/年	56	60	93.3%	114	80	142.5%	100	100	100.0%
	人/年	1	1	100.0%	1	2	50.0%	1	3	33.3%

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

「地域活動支援センター機能強化事業」の実施箇所数は、1箇所で推移しています。利用者数は、6人で推移しています。

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	人/年	6	5	120.0%	6	5	120.0%	6	5	120.0%

⑪ 日中一時支援事業

「日中一時支援事業」の実施箇所数は3箇所です。利用者数は令和元年度以降実績がありませんが、障がいのある人等の日中における活動の場や、障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息（レスパイト）の場として、サービスの提供体制は維持してまいります。

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
日中一時支援事業	箇所	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
	人/年	2	5	40.0%	0	5	0.0%	0	5	0.0%

(4) 障がい児福祉サービスの進捗状況

① 障がい児支援の提供体制の整備等

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1箇所設置 ● 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村または圏域で構築 ● 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1箇所確保 ● 医療的ケア児支援の協議の場（各市町村）の設置 (平成30年度末まで)
------------	---

《目標設定の考え方》

- 児童発達支援センターは、町内にはないことから、広域での設置に努め、利用しやすい体制の整備に取り組むことを目標に設定。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制についても、町内には事業所がないため、広域的に実施しており、今後も国等の動向を注視しながら利用しやすい体制整備を目標に設定。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、町内にはなく、利用実績もないことから、広域連携を進め、必要に応じて量的な拡大を図るとともに、質の確保に留意しながらサービスの充実に取り組むことを目標に設定。
- 医療的ケア児支援の協議の場の設置については、国等の動向を踏まえるとともに、医療的ケア児に関する地域のニーズや資源を把握し、実施体制の整備に計画的に取り組むことを目標に設定。

項目	目標	実績	達成率
児童発達支援センターの設置	1箇所	0箇所	0.0%
保育所等訪問支援の充実	有	有	-
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	0箇所	0.0%
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	無	-

《現状》

- ・ 児童発達支援センターについて、需要が少なく単独での設置は難しいことから、広域での利用を行っています。今後も現在のサービス提供体制を維持していきます。
- ・ 医療的ケア児への支援について、令和2年度中に必要に応じて協議が行えるよう体制の構築を行います。また、令和3年度中にコーディネーターの設置に向けた取り組みを開始します。

② 障がい児通所支援サービス

「児童発達支援」の利用日数、利用者数はともに、令和元年度以降、計画値を下回る実績となっており、利用者数は10人程度で推移しています。

「放課後等デイサービス」の利用日数は、平成30年度以降、計画値を上回る実績となっています。利用者数は平成30年度以降、ほぼ計画値どおりとなっています。

「保育所等訪問支援」は利用日数、利用者数ともに、平成30年度以降、計画値を下回っています。

「居宅訪問型児童発達支援」は平成30年度以降、利用日数、利用者数ともに実績は0となっています。

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
児童発達支援	人日/月	20	33	60.6%	14	42	33.3%	11	51	21.6%
	人/月	11	11	100.0%	10	14	71.4%	11	17	64.7%
放課後等 デイサービス	人日/月	41	40	102.5%	65	50	130.0%	66	60	110.0%
	人/月	8	8	100.0%	11	10	110.0%	11	12	91.7%
保育所等 訪問支援	人日/月	1	3	33.3%	1	4	25.0%	2	5	40.0%
	人/月	1	3	33.3%	1	4	25.0%	2	5	40.0%
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%
	人/月	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%
医療型 児童発達支援	人日/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	人/月	-	-	-	-	-	-	-	-	-

③ 障害児相談支援

「障害児相談支援」の利用者数は、6人程度で推移しています。

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
障害児相談支援	人/月	6	4	150.0%	6	6	100.0%	5	8	62.5%

④ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」は、実績がありません。

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
		実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率	実績値	計画値	進捗率
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/年	0	0	-	0	0	-	0	1	0.0%

5 アンケート調査結果からみる現状

(1) 調査の概要

① 調査の概要

本調査は、障害者手帳をお持ちの人の生活や福祉サービスの利用状況及びご意見をお伺いし、改定を予定している「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の資料とするほか、今後のおおい町の障がい者福祉施策を進める際の参考とさせていただくために実施しました。

	障害者手帳所持者対象調査		
調査対象者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者
配布数	519人		
抽出方法	手帳所持者全数抽出		
調査方法	郵送配布・郵送回収		
回収数	270人		
回収率	52.0%		
調査期間	令和2年8月に配布・2週間の調査期間		

② 報告書の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 本報告書は、それぞれの所持手帳別にクロス集計をかけることで身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者がそれぞれに数えられ、集計されています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(2) 回答者について

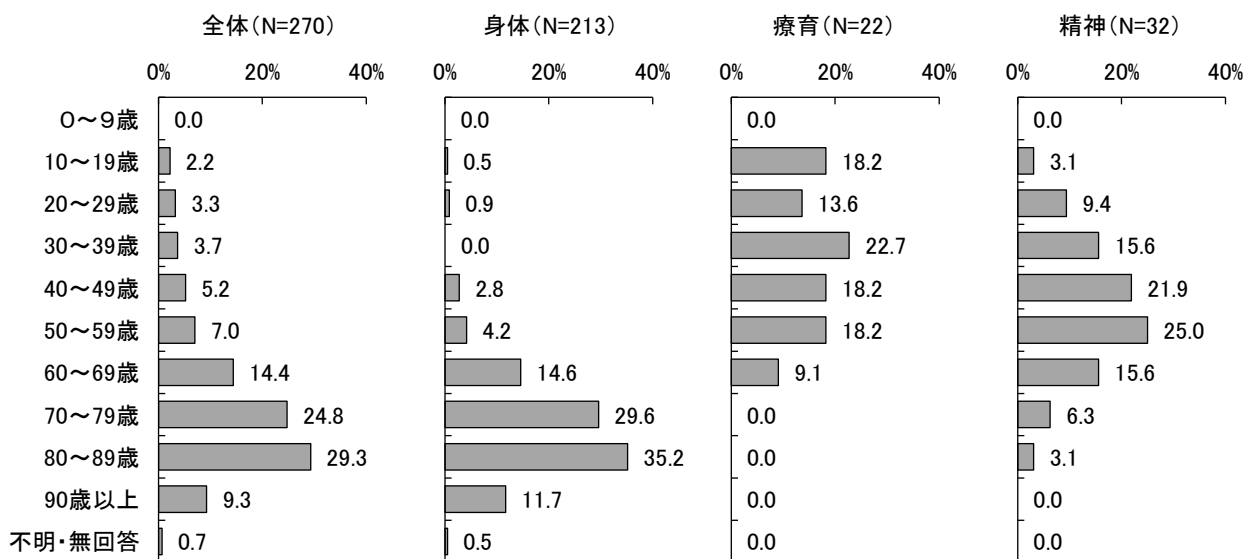
年齢をみると、身体は70～80歳代、療育は30歳代、精神は40～50歳代の割合が高くなっています。

障害者手帳の種類別の割合をみると、身体障害者手帳が78.9%、療育手帳が8.1%、精神障害者保健福祉手帳が11.9%となっています。

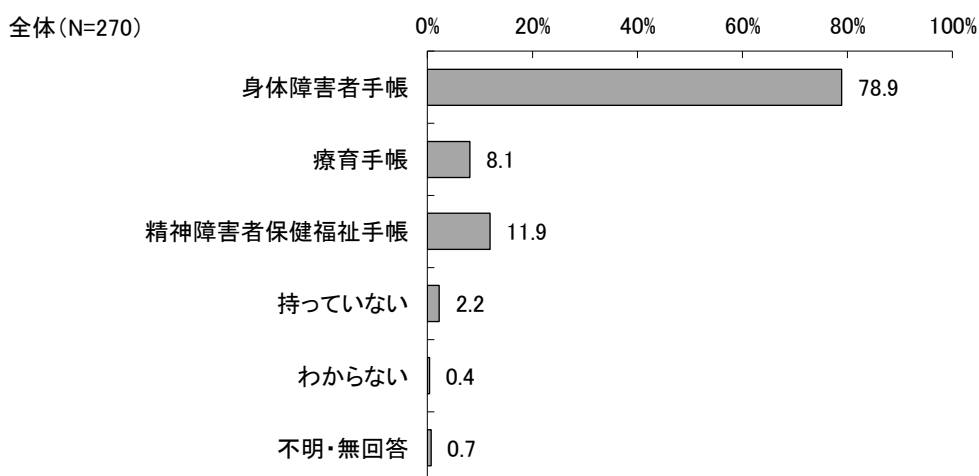
難病の診断を受けているかについてみると、「受けている」は全体で7.0%、障がい種別でみると、精神が9.4%と最も高くなっています。

発達障がいの診断を受けているかについてみると、「診断されたことがある」は全体で8.5%、障がい種別でみると、療育が63.6%と最も高くなっています。

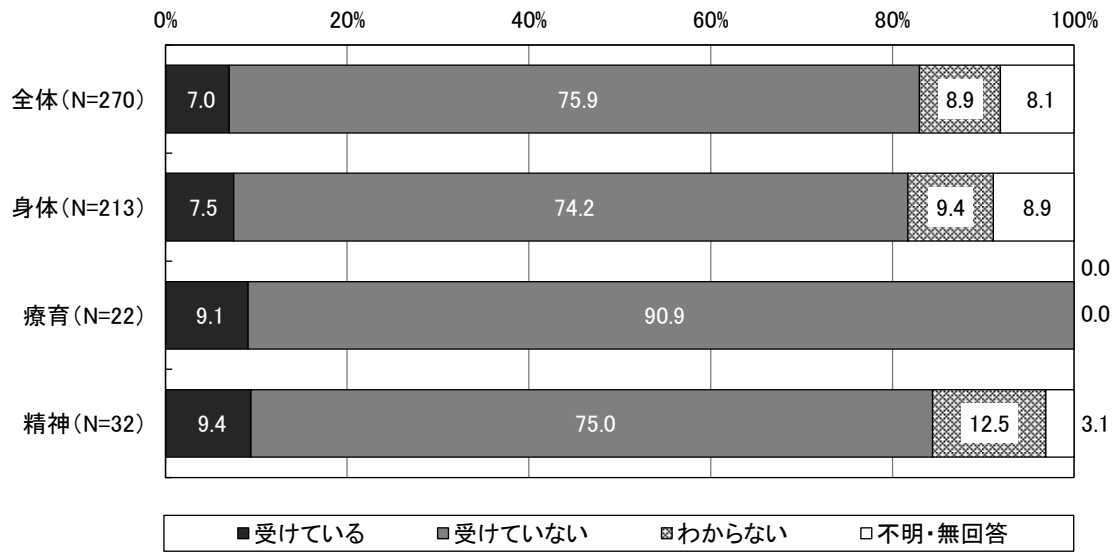
■ 年齢



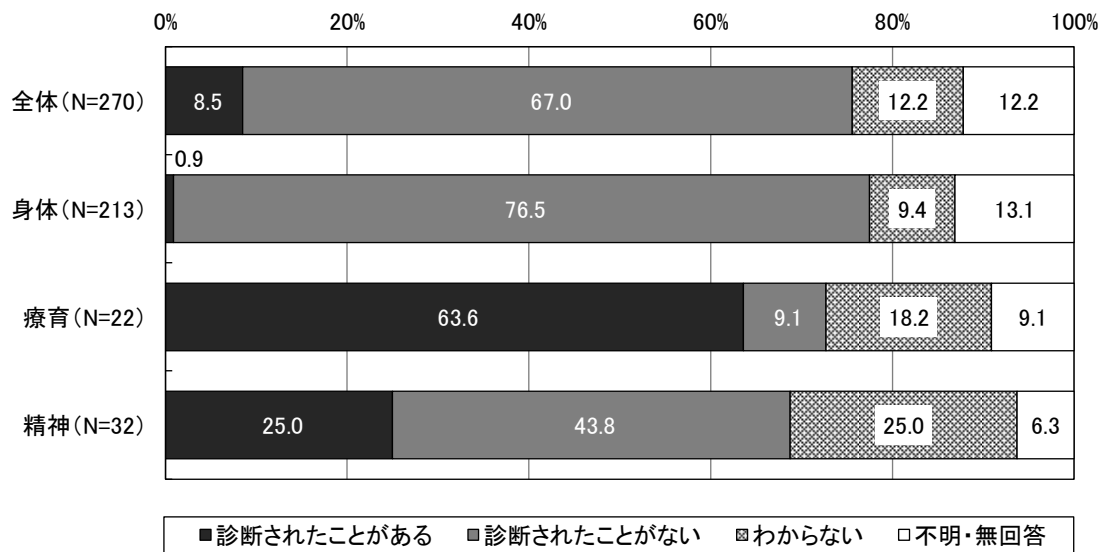
■ 障害者手帳の種類



■ 難病の診断を受けているか



■ 発達障がい診断を受けているか

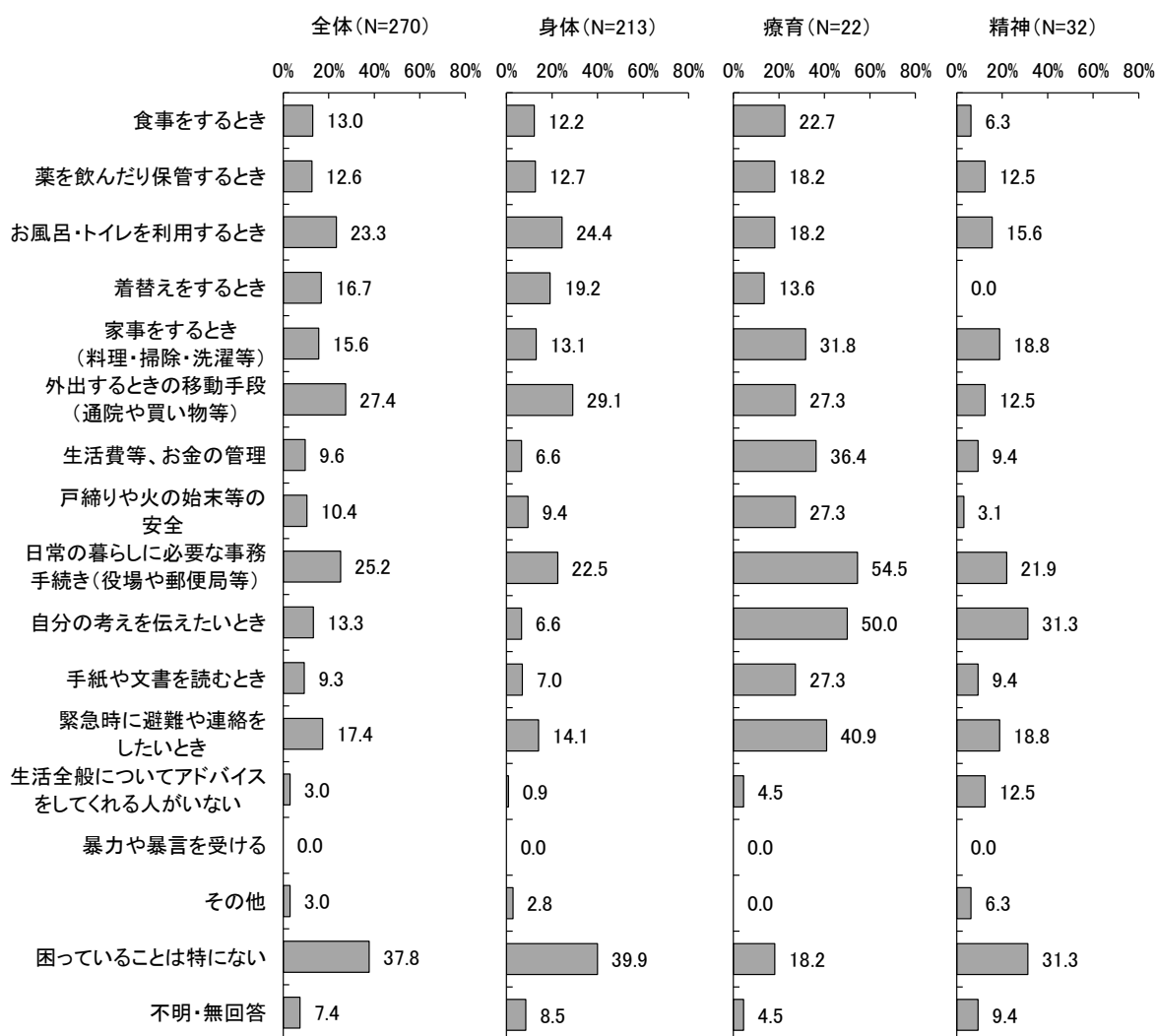


(3) 現在の生活について

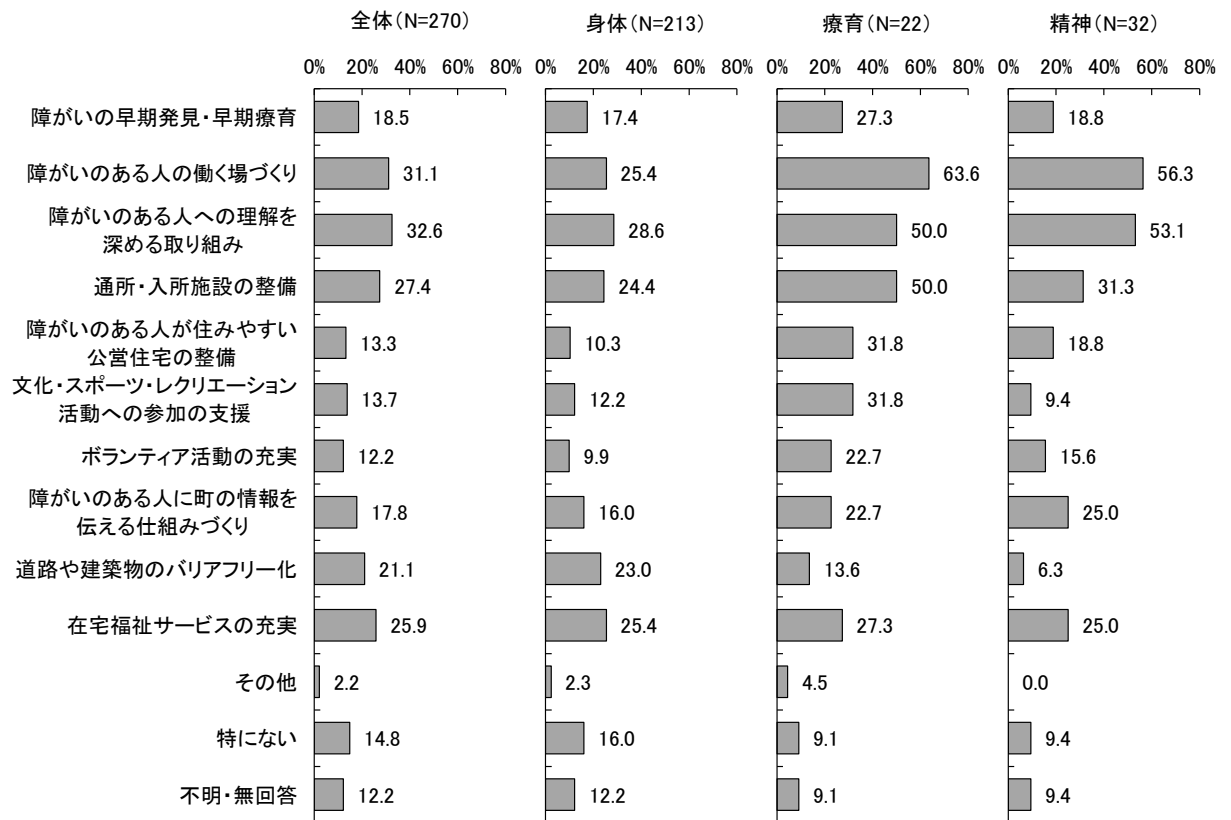
生活の中で困っていることについてみると、「困っていることは特にない」を除き、身体は「外出するときの移動手段（通院や買い物等）」が29.1%、療育は「日常の暮らしに必要な事務手続き（役場や郵便局等）」が54.5%、精神は「自分の考えを伝えたいとき」が31.3%で高くなっています。また、療育・精神では「緊急時に避難や連絡をしたいとき」も上位になっています。

障がいのある人が暮らしやすいまちにするために必要なことについてみると、身体は「障がいのある人への理解を深める取り組み」、療育・精神は「障がいのある人の働く場づくり」が最も高くなっています。

■ 生活の中で困っていること



■障がいのある人が暮らしやすいまちにするために必要なこと



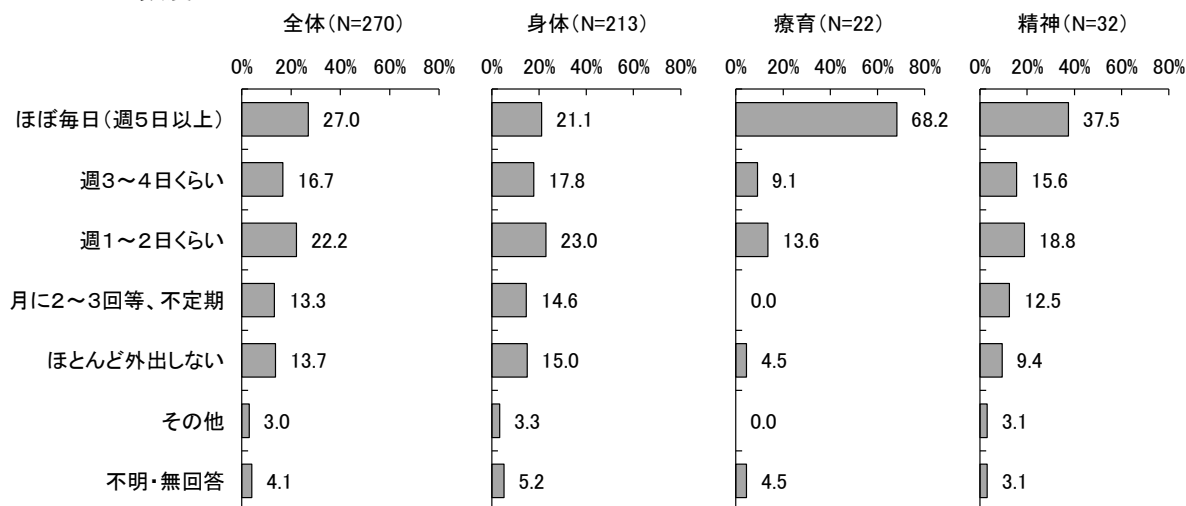
(4) 外出について

外出の頻度についてみると、身体は「週1～2日くらい」、療育・精神は「ほぼ毎日（週5日以上）」が最も高くなっています。一方、「ほとんど外出しない」も全体で13.7%となっており、引きこもり状態の人が一定数いると考えられます。

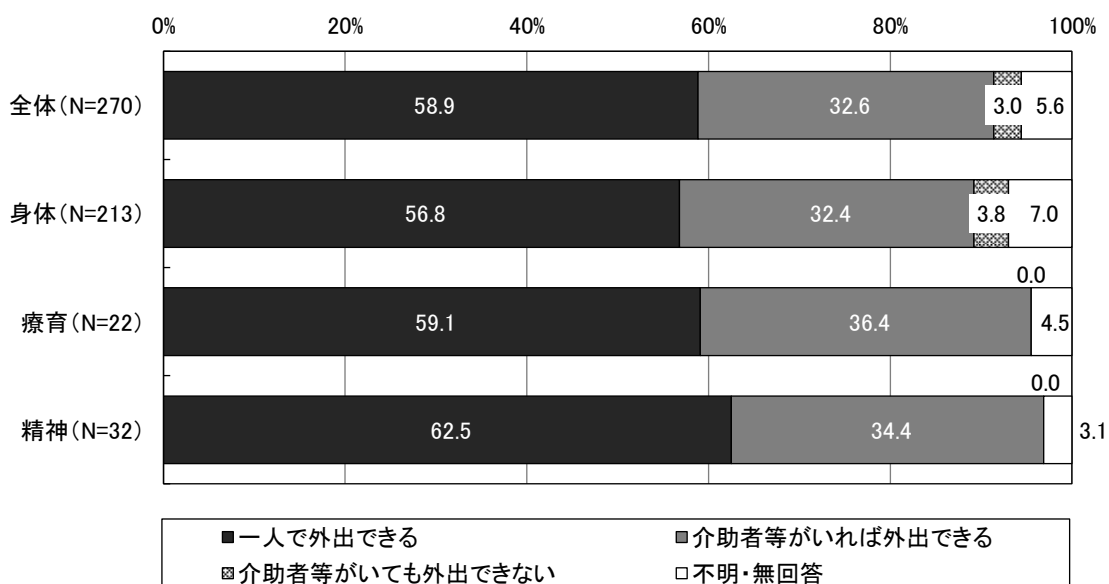
一人で外出することができるかについてみると、身体・療育・精神いずれも「一人で外出できる」が50.0%以上で最も高く、次いで「介助者等がいれば外出できる」が30.0%余りとなっています。

外出する際に困っていることについてみると、「困っていることは特にない」を除き、身体は「気軽に利用できる移送手段が少ない（福祉車両、福祉タクシー等）」が14.6%、療育は「他人とコミュニケーションをとることが難しい」が45.5%、精神は「他人とコミュニケーションをとることが難しい」が34.4%、「他人の視線が気になる」が28.1%と高い割合を占めています。

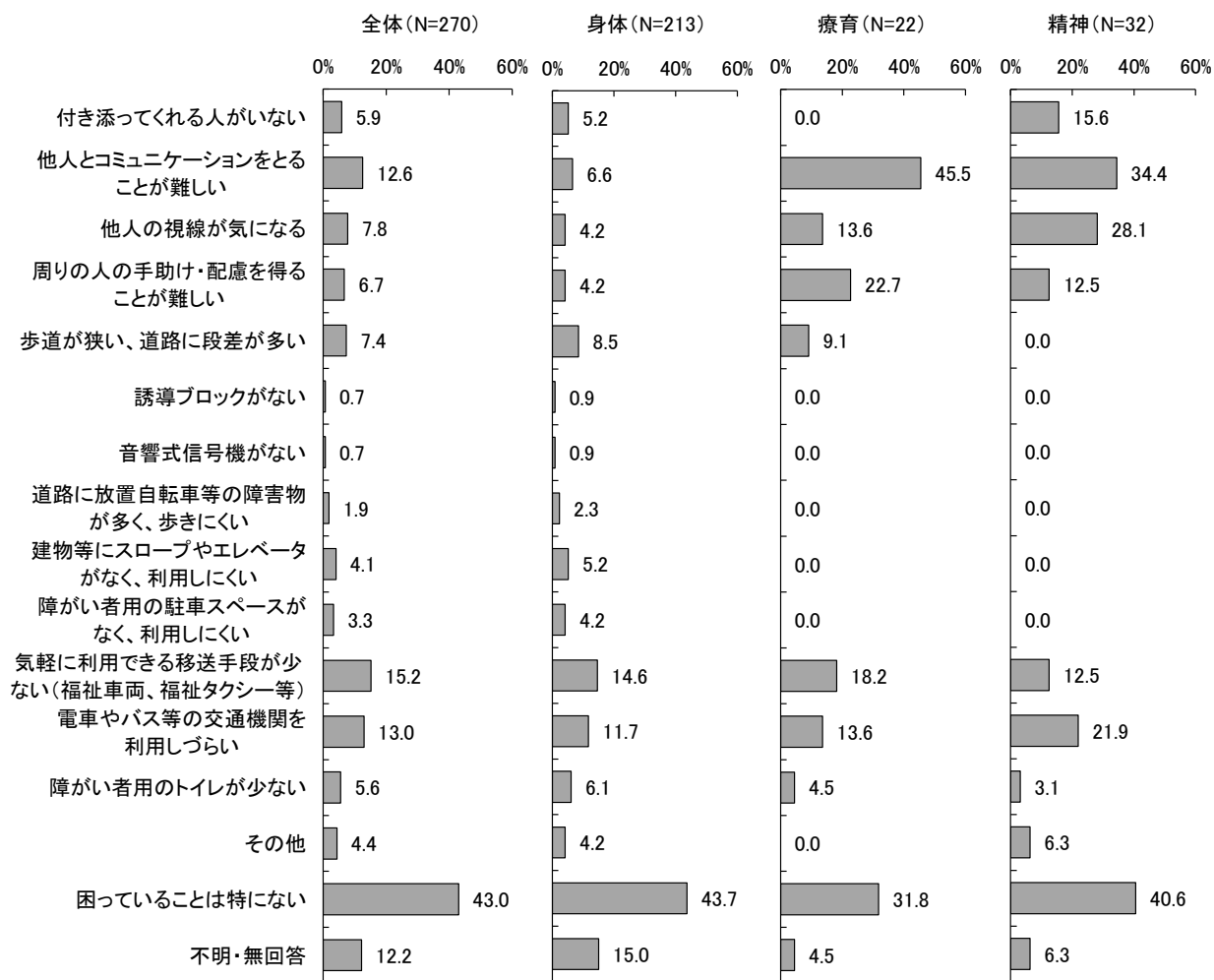
■ 外出の頻度



■ 一人で外出することができるか



■外出する際に困っていること

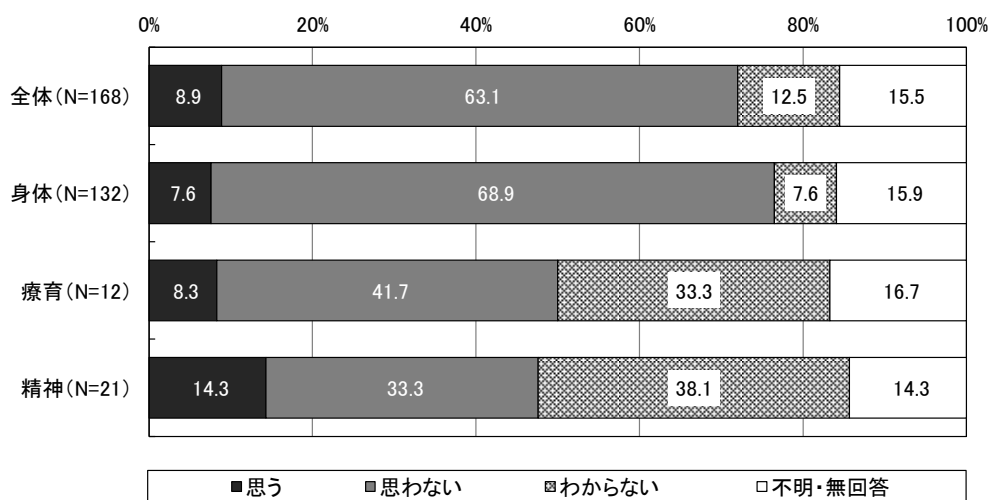


(5) 仕事について

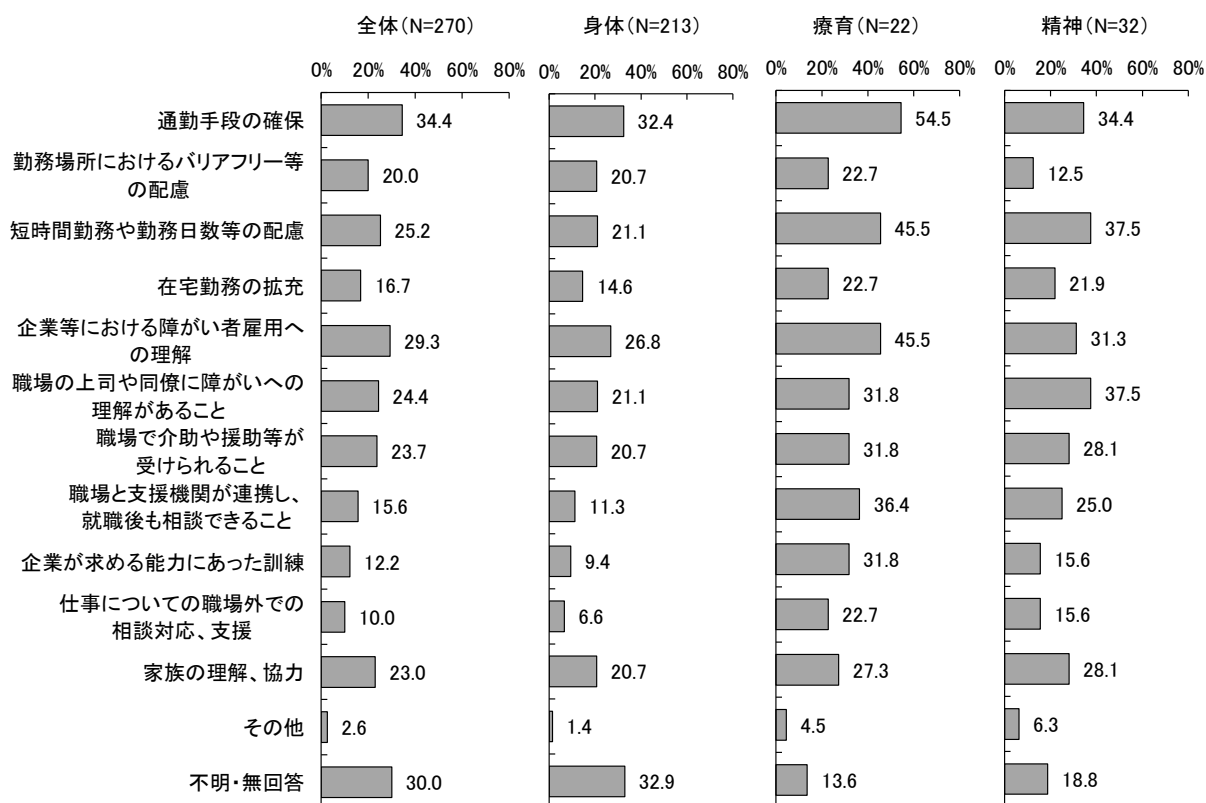
一般就労をしたいと思うかについてみると、「思う」と回答した人は、身体では7.6%、療育では8.3%、精神では14.3%となっています。また、「わからない」と回答した人が全体で10%余りとなっていることから、今後、就労に関する理解促進が必要になると考えられます。

就労支援に必要なことについてみると、身体・療育では「通勤手段の確保」、精神では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」と「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」の割合が高くなっています。

■ 現在、一般就労をしていない人の一般就労への意向



■ 障がいのある人の就労支援に必要なこと

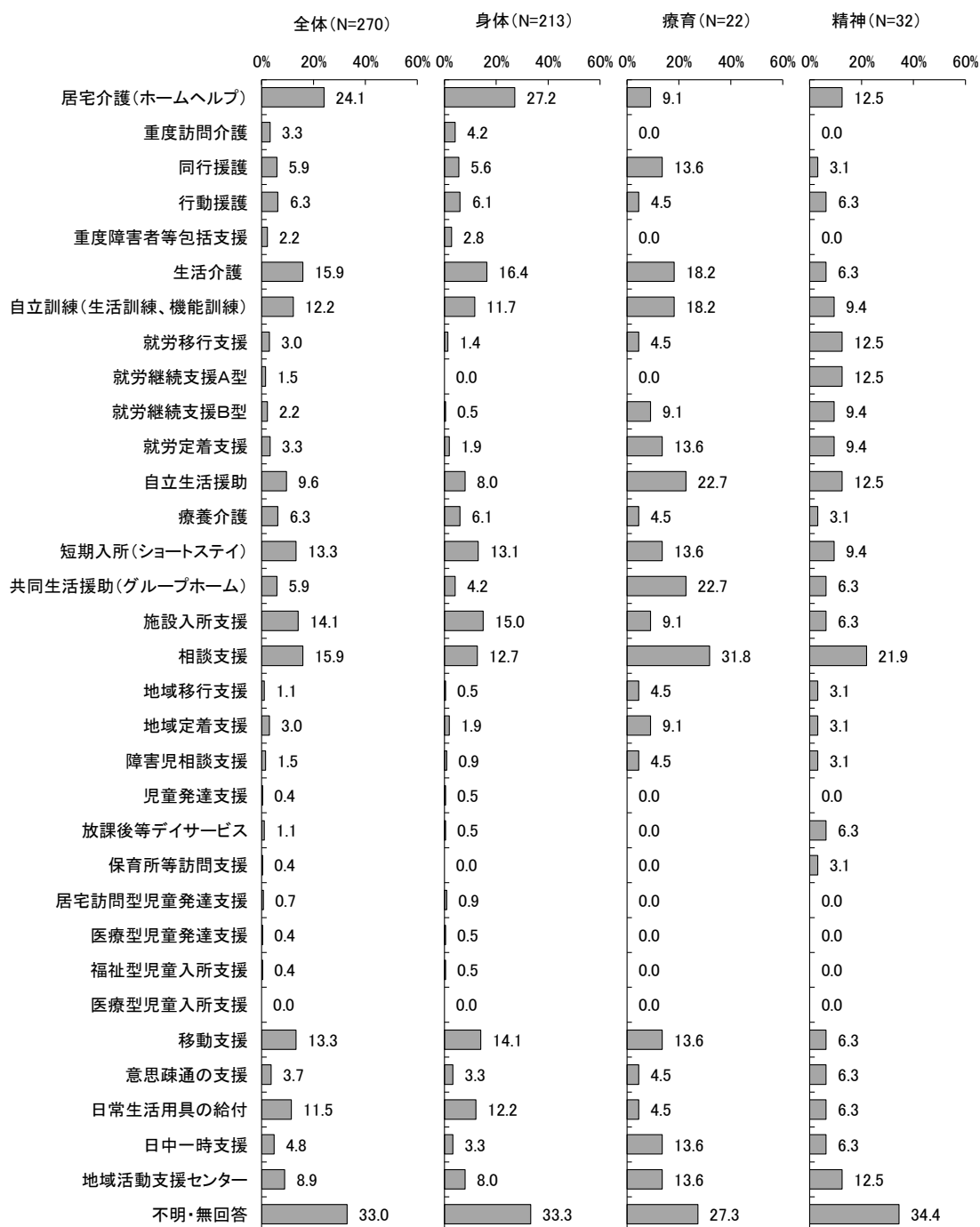


（6）障がい福祉サービスについて

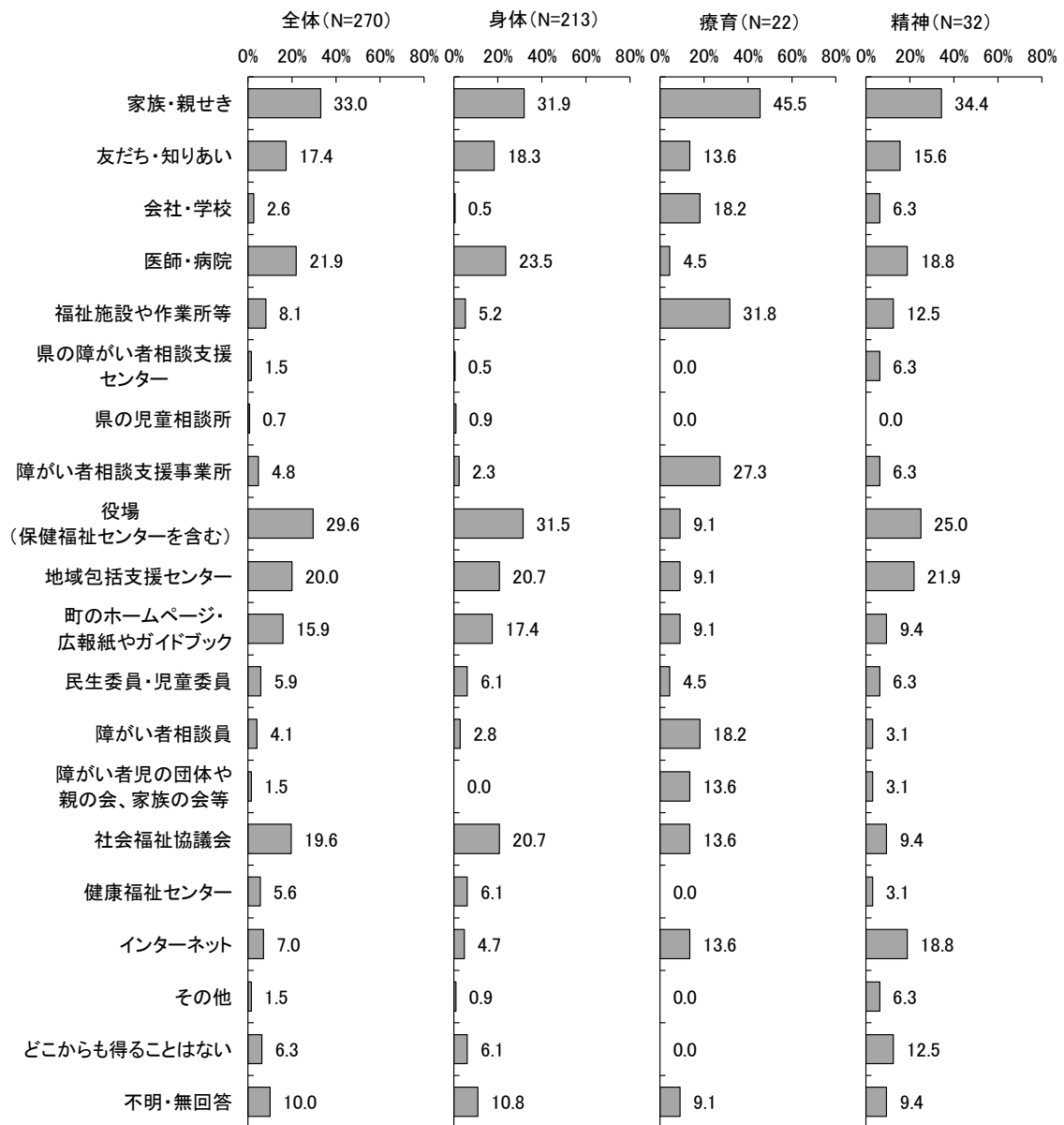
今後利用してみたい福祉サービスについてみると、身体では「居宅介護（ホームヘルプ）」が27.2%、療育・精神では「相談支援」がそれぞれ31.8%、21.9%と最も高くなっています。また、療育・精神では現在の生活についての質問の中で、情報伝達において困っている状況が見受けられたため、今後は相談しやすい体制づくりが必要と考えられます。

障がいや福祉サービスに関する情報の入手先についてみると、身体・療育・精神いずれも「家族・親せき」が最も高く、次いで身体・精神では「役場（保健福祉センターを含む）」、療育では「福祉施設や作業所等」が高くなっています。

■今後利用してみたい福祉サービス



■障がいや福祉サービスに関する情報の入手先

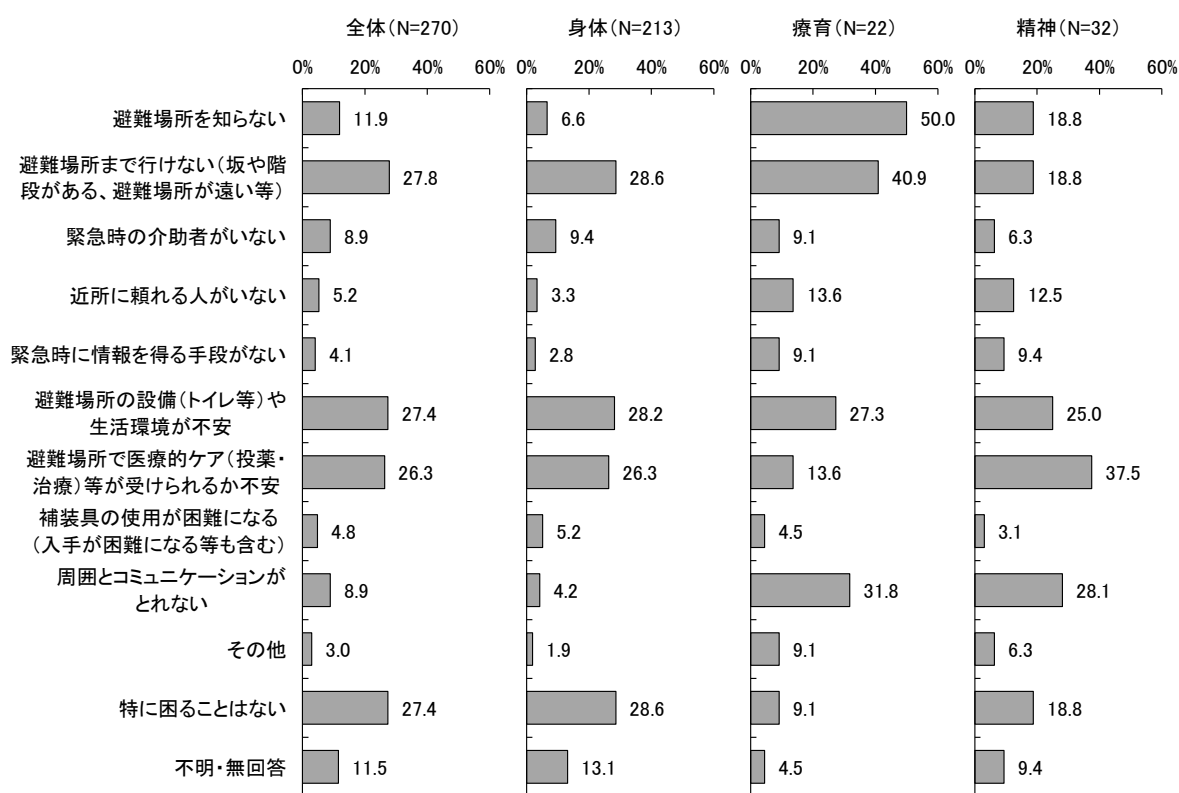


(7) 安全・安心について

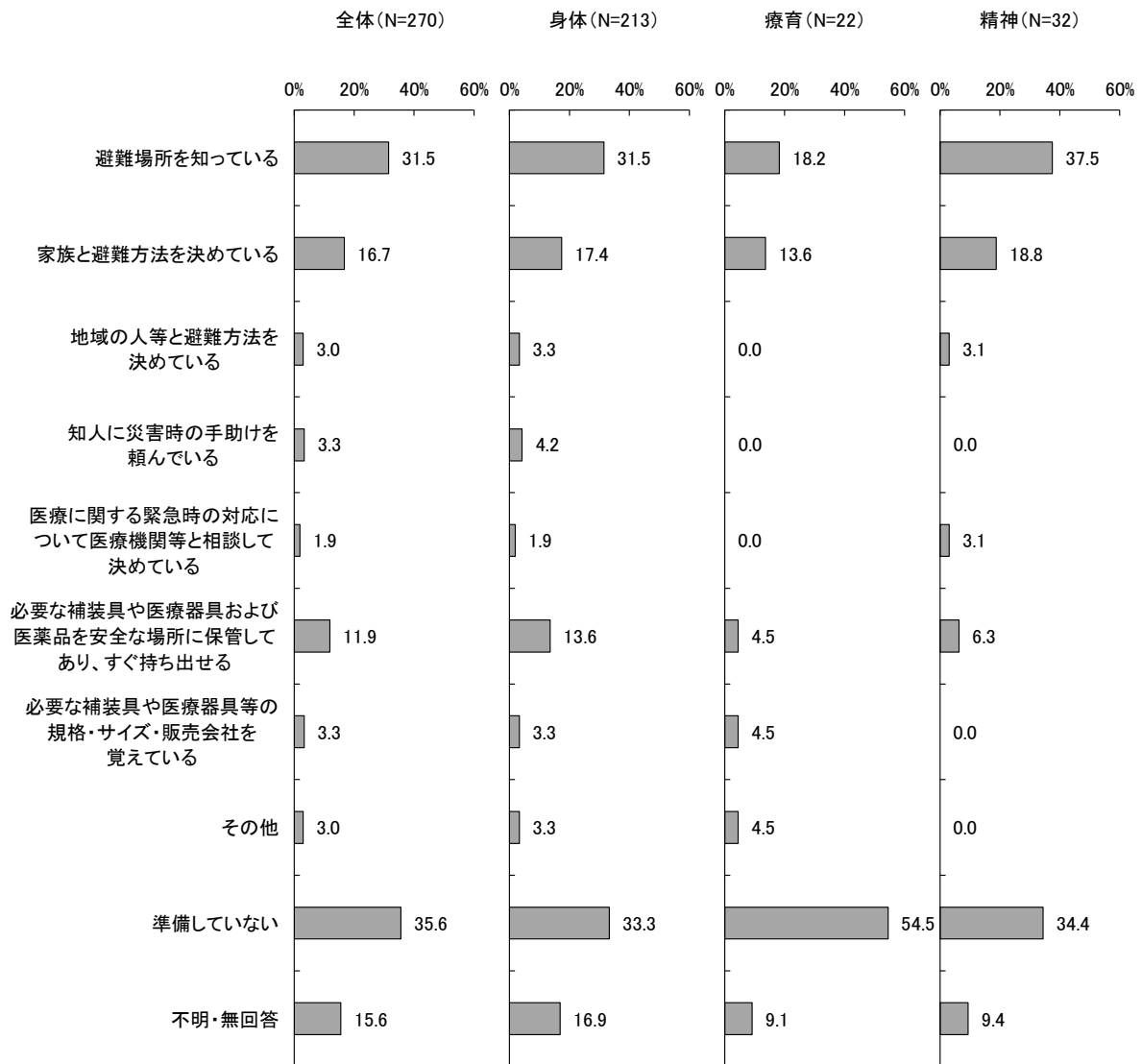
災害時に困ることについてみると、「特に困ることはない」を除き、身体は「避難場所まで行けない(坂や階段がある、避難場所が遠い等)」が28.6%、療育は「避難場所を知らない」が50.0%、精神は「避難場所で医療的ケア(投薬・治療)等が受けられるか不安」が37.5%で高くなっています。療育・精神では「近所に頼れる人がいない」が1割台となっていることから、頼れる人がいない障がいのある人を身近な地域で把握し、いざという時に助けあえる仕組みづくりが必要です。

災害時の対策でしていることについてみると、「準備していない」を除き、身体・療育・精神いずれも「避難場所を知っている」が最も高くなっています。

■災害時に困ること



■災害時の対策でしていること

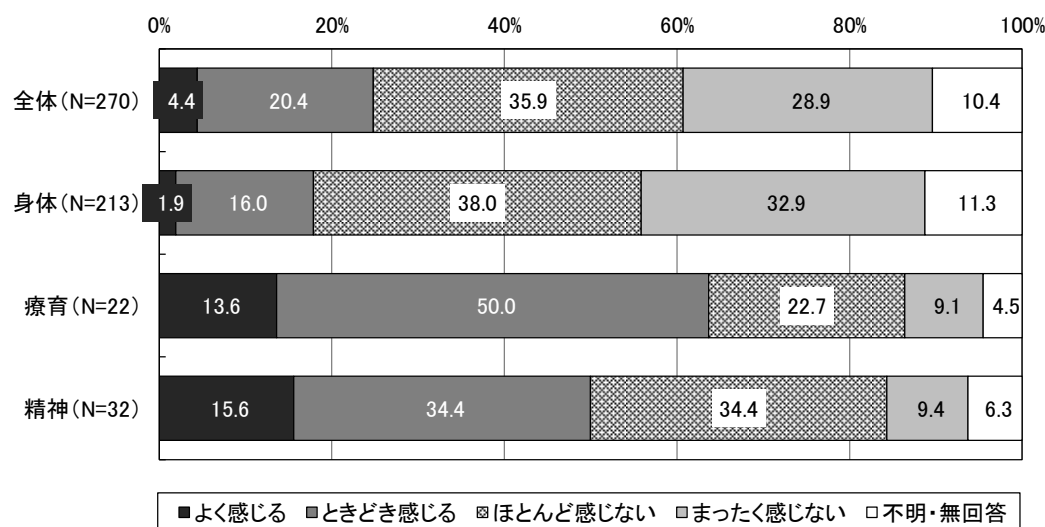


(8) 差別・偏見について

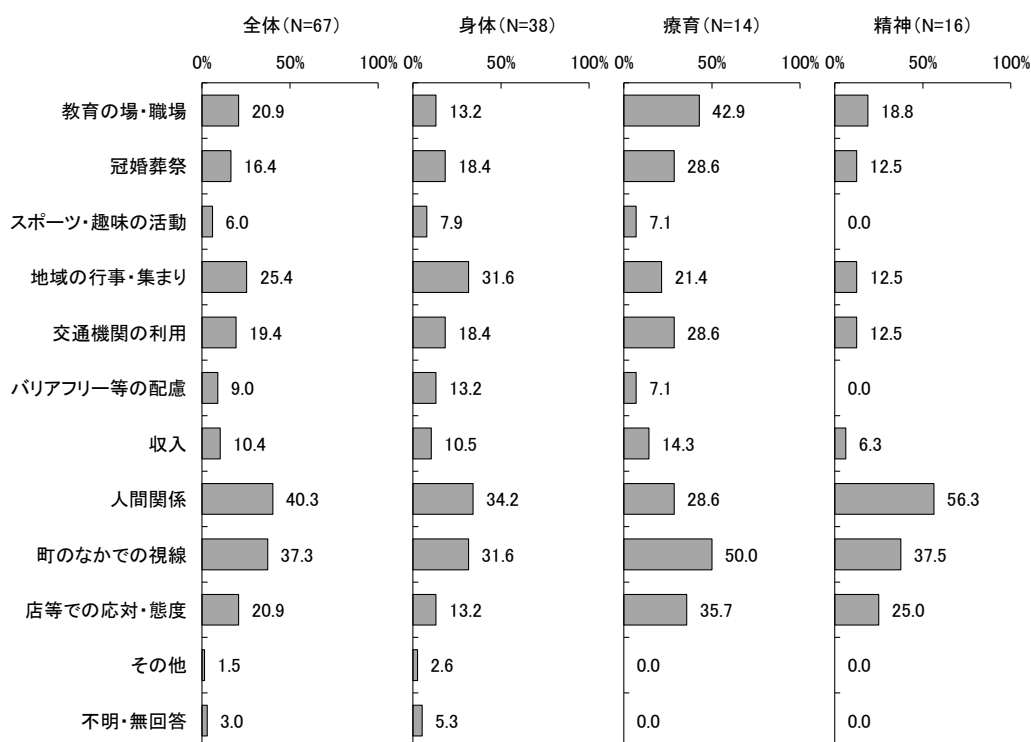
障がいを理由に差別や偏見を感じることはあるかについてみると、『感じる(「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計)』は身体で 17.9%、療育で 63.6%、精神で 50.0%となっており、全体では 24.8%とおおよそ 4 分の 1 の人が差別や偏見を感じていることから、より一層、障がいに対する理解促進が求められます。

どのようなときに差別や偏見を感じたかについてみると、身体・精神は「人間関係」がそれぞれ 34.2%、56.3%、療育は「町のなかでの視線」が 50.0%と最も高くなっています。

■障がいを理由に差別や偏見を感じることはあるか



■どのようなときに差別や偏見を感じたか



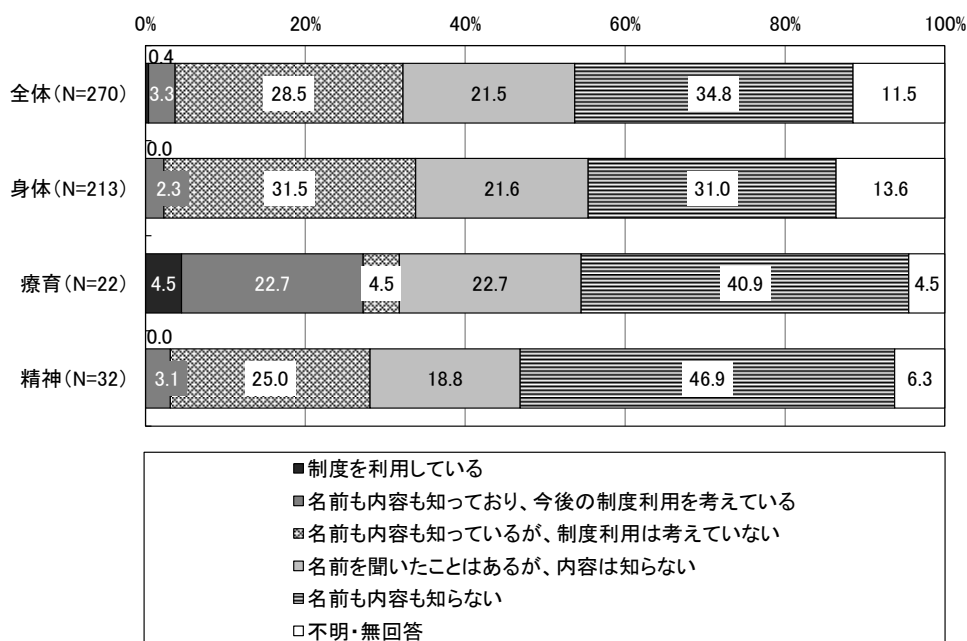
(9) 今後の生活について

成年後見制度に関する認知度についてみると、「制度を利用している」は療育の4.5%のみとなっています。また、療育では「名前も内容も知っており、今後の制度利用を考えている」が22.7%となっています。一方、「名前も内容も知らない」は身体で31.0%、療育で40.9%、精神で46.9%となっています。

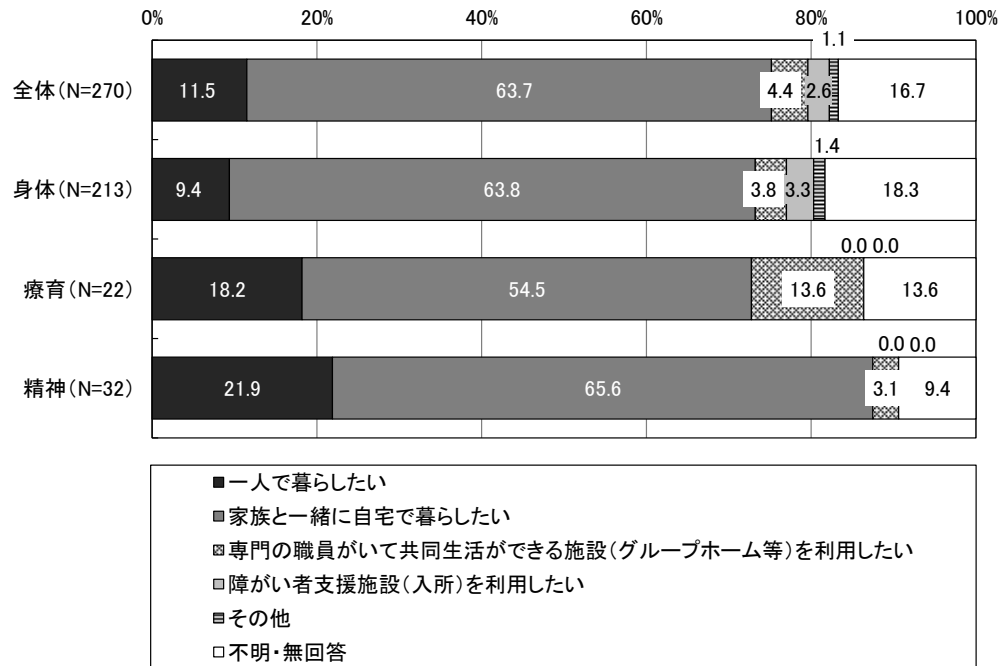
どのように暮らしていきたいかについてみると、身体・療育・精神いずれも「家族と一緒に自宅で暮らしたい」がそれぞれ63.8%、54.5%、65.6%で最も高くなっており、地域での生活を望む人が多いことから、地域での生活を支える支援体制づくりの更なる充実が求められます。

在宅で暮らす際、どのような支援があればよいと思うかについてみると、身体は「在宅で医療的ケア等が適切に受けられること」が51.9%、療育は「ホームヘルプ等、必要な居宅サービスが適切に利用できること」が62.5%、精神は「経済的な負担の軽減」が46.4%で最も高くなっていきます。

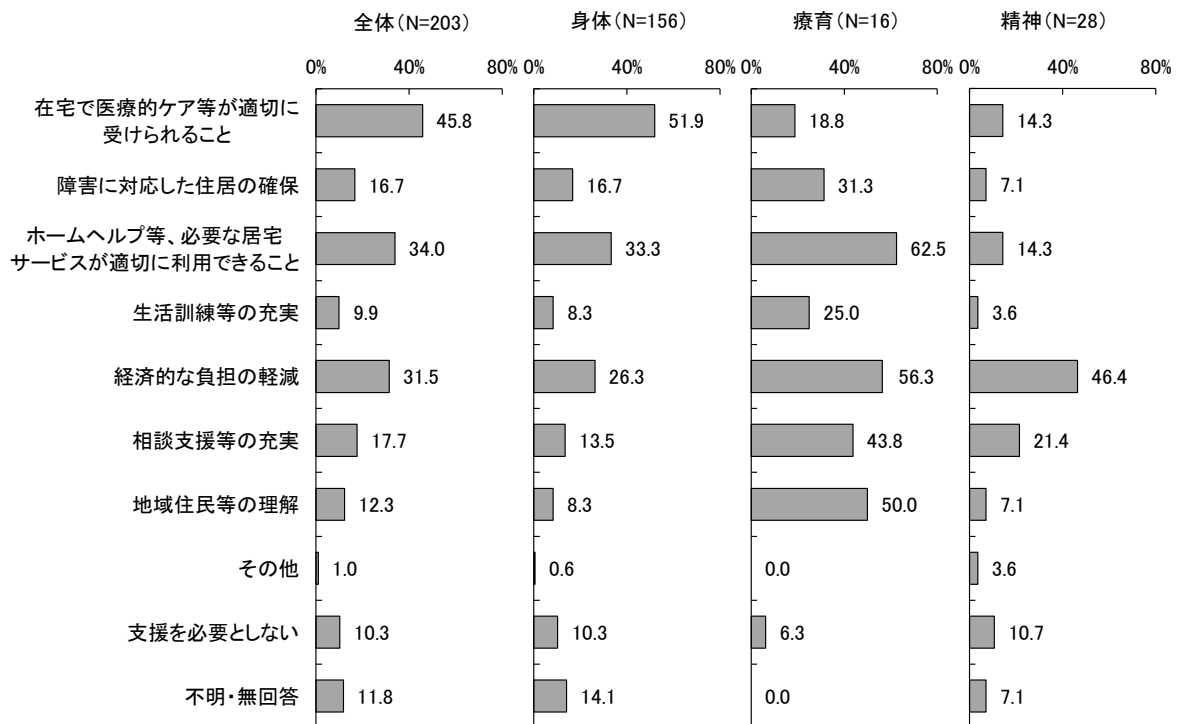
■ 成年後見制度に関する認知度



■どのように暮らしていきたいか



■在宅で暮らす際、どのような支援があればよいと思うか



(10) 保育・教育について

今後、障がい児の保育や教育の充実のために必要なことについてみると、「周囲の児童・生徒や保護者等に、障がいについて理解してほしい」と「障がいのことがわかる保育や授業をしてほしい（ふやしてほしい）」が最も高くなっています。

学齢期終了後の働き方や暮らし方の展望についてみると、「会社等で働きたい」「就労継続支援A型事業所で働きたい」「イメージできない」となっています。

■今後、障がい児の保育や教育の充実のために必要なこと

		上段:件数 下段:%			
	児童・生徒が、障がいの有無にかかわらず、交流できる場がほしい（ふやしてほしい）	周囲の児童・生徒や保護者等に、障がいについて理解してほしい	通所（園）や通学を便利にしてほしい	進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）	障がいのある人が利用できる設備をふやしてほしい
全体(N=3)	1 33.3	3 100.0	1 33.3	1 33.3	1 33.3
	障がい特性に応じた配慮してほしい	障がいのことがわかる保育や授業をしてほしい（ふやしてほしい）	休日等に活動できる仲間や施設がほしい	放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい	保育や教育について相談できる人や場所をふやしてほしい
全体(N=3)	2 66.7	3 100.0	1 33.3	1 33.3	2 66.7
	その他	特になし	不明・無回答		
全体(N=3)	0 0.0	0 0.0	0 0.0		

■学齢期終了後の働き方や暮らし方の展望

		上段:件数 下段:%			
	会社等で働きたい	職業訓練校で勉強・訓練をしたい	就労継続支援A型事業所で働きたい	就労継続支援B型事業所で働きたい	左記以外の通所事業所へ行きたい
全体(N=3)	1 33.3	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0
	家の商売・仕事を手伝いたい	大学等へ進学したい	その他	イメージできない	不明・無回答
全体(N=3)	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0

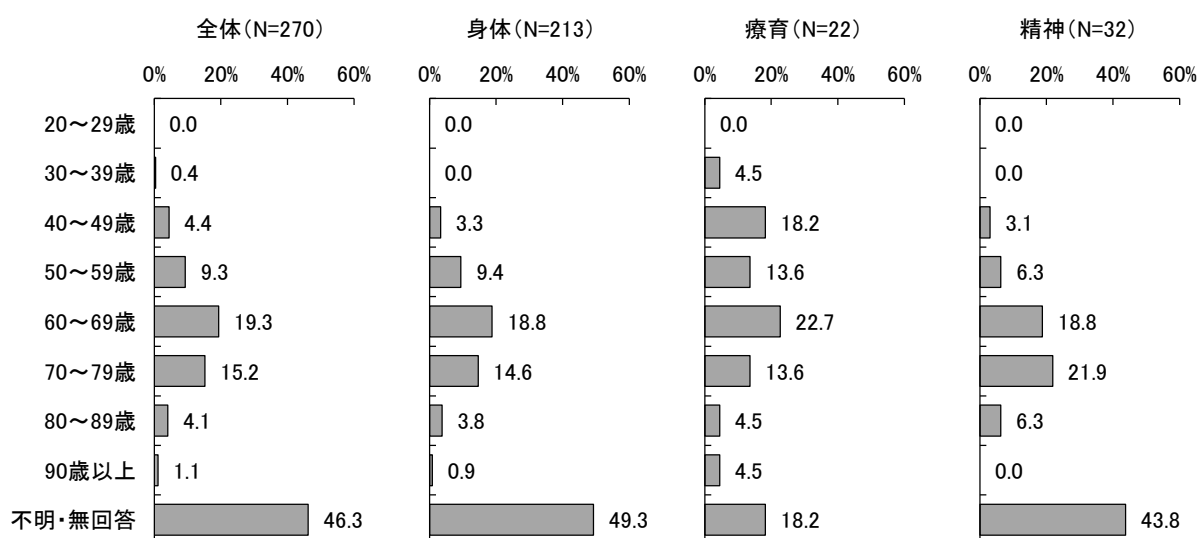
(11) 介助者について

主な介助者の年齢についてみると、身体・療育では「60～69 歳」がそれぞれ 18.8%、22.7%、精神では「70～79 歳」が 21.9%と最も高くなっており、介助者の高齢化がみられます。

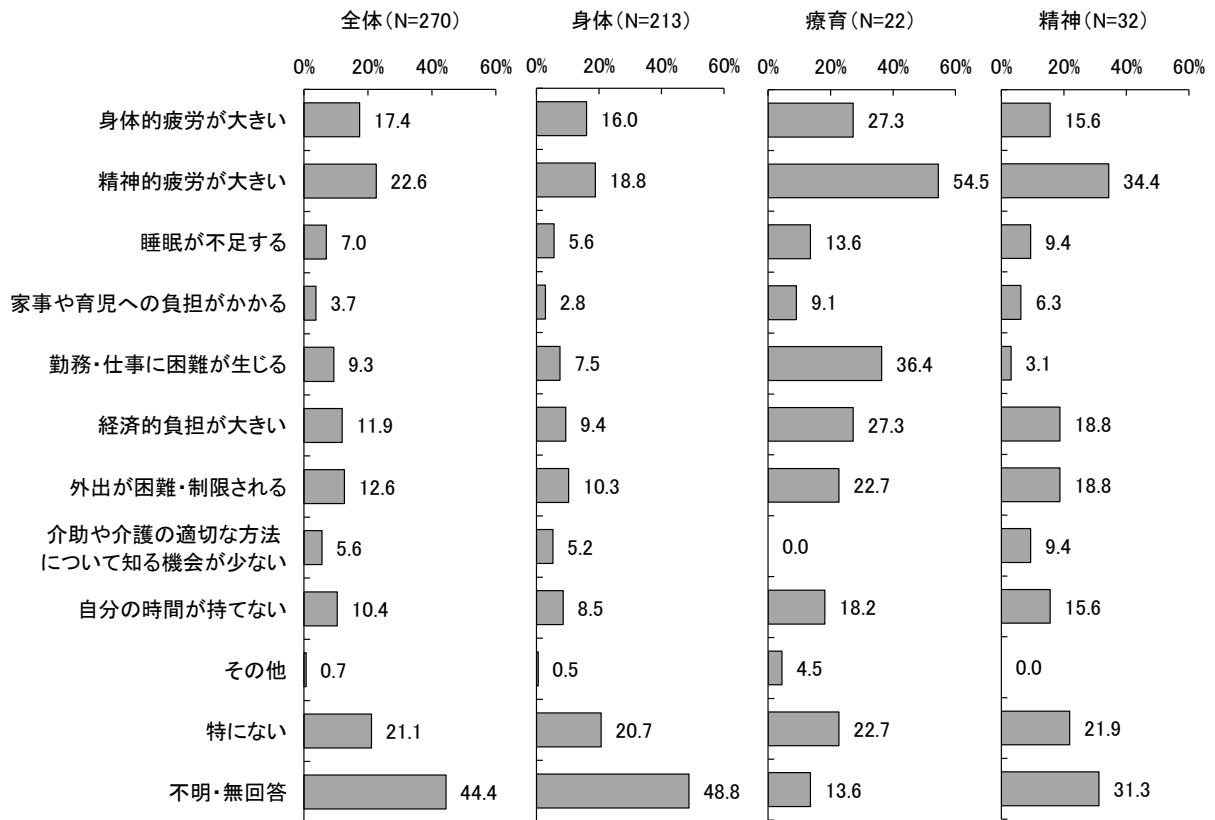
介助をしている人が介助についてどのように感じているかについてみると、「特にない」を除き、身体・療育・精神いずれも「精神的疲労が大きい」がそれぞれ 18.8%、54.5%、34.4%と最も高くなっています。特に、療育では他の障がいに比べて、全体的に数値が高くなっています。今後は、介助者の精神的な負担を軽減する集いの場や相談体制の充実が求められます。

介助をしている人が一時的に介助・援助できなくなった場合にどのようにしたいかについてみると、身体・療育・精神いずれも「家族・親せきに頼む」がそれぞれ 21.6%、50.0%、34.4%と最も高くなっています。

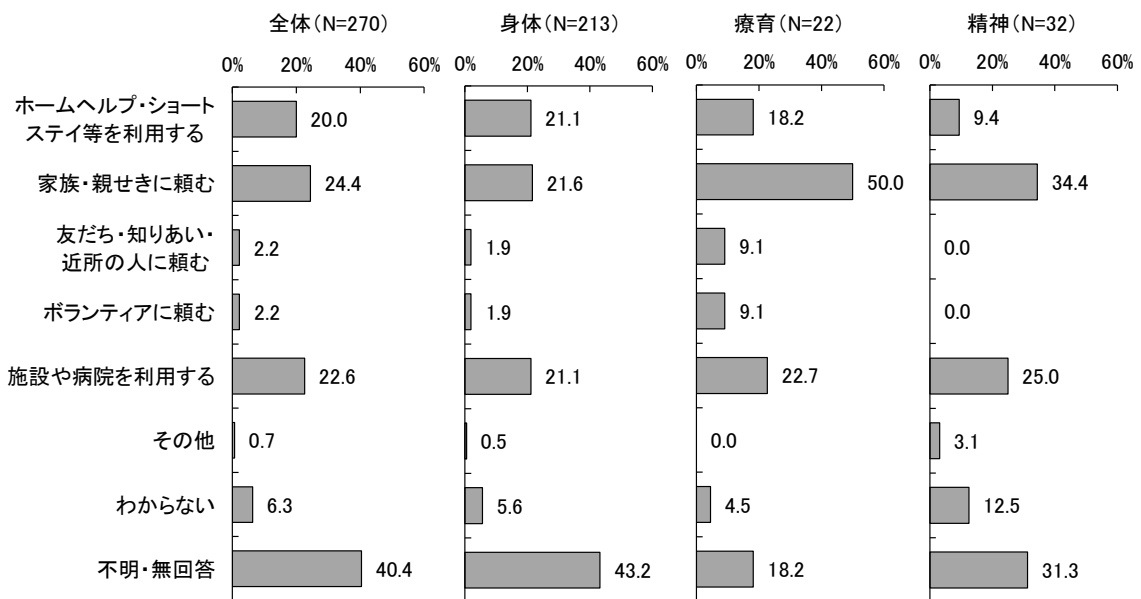
■ 主な介助者の年齢



■ 介助をしている人が介助についてどのように感じているか



■ 介助をしている人が一時的に介助・援助できなくなった場合にどのようにしたいか



6 障がいのある人を取り巻く課題

本町の障がいのある人を取り巻く現状や障がい福祉に関するアンケート調査結果、また、国における制度改革や社会情勢の変化等を踏まえ、今後の障がい福祉施策の推進にあたっては次の項目に取り組むことが求められます。

課題1 地域で助けあい、安心して暮らすことができる環境づくり

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、行政によるサービスの充実を図るとともに、障がいの特性や必要な配慮等について周知啓発を継続して実施することで、障がいのある人やその家族への理解を深め、地域全体で支援することができる環境づくりが求められます。

■本町の現状

本町では、総人口が減少している中、高齢化率は約3割となっており、少子高齢化が進行しています。また、障がいのある人の介助者の年齢についても、60歳以上が約4割と介助者の高齢化が進展している現状が見受けられます。

■今後の方向性

障がいのある人とその家族が地域内で孤立することを予防するため、様々な機会において見守りや声掛けを行い、地域で助けあい安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

課題2 障がいのある人の権利擁護の推進

障がいのある人の権利擁護の観点において、互いに人格と個性を尊重し、安心して生活ができるためには、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度に対する支援体制の構築が必要です。

■本町の現状

アンケート調査結果によると、障がいを理由にした差別や偏見について「よく感じる」、「ときどき感じる」と回答した人は全体のおよそ4分の1となっており、また、どのようなときに差別や偏見を感じたかについては、「人間関係」や「町のなかでの視線」といった回答が多いことから、障がいに対する意識の醸成が求められます。

一方、成年後見制度についてのアンケート調査結果によると、内容を認知している人の割合は3割台となっており、利用意向のある人の割合は1割を下回っています。

■今後の方向性

家庭・学校・地域等が連携し、障がいのある人の置かれている社会的な課題や、障がい者福祉について理解を深める教育の推進を図ります。

課題3 生きがいにつながる社会参加を支える取り組みの促進

障がいのある人が生きがいを持ち、充実した地域生活を確立するためには、就労支援や文化芸術活動、スポーツ等といった社会参加や自立の支援ができる体制づくりが必要です。

■本町の現状

アンケート調査結果によると、一般就労への意向について一般就労したいと「思わない」と回答した人が6割台と最も高くなっています。

本町における障がい福祉サービスの進捗状況では、「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」等の実績が計画を下回っていることから、就労継続支援事業の支援内容について周知啓発し、障がいのある人の就労意欲の醸成に努めていく必要があります。加えて、文化芸術活動やスポーツ等を楽しめる場の整備を推進し、障がいのある人の生きがいづくりを進めていく必要があります。

■今後の方向性

障がいのある人の社会参加を促進するため、就労支援や文化活動の支援を推進するとともに、支援内容の周知啓発を推進します。

課題4 地域生活に向けた支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域生活に向けた保健・医療・福祉等の支援体制の充実が必要です。

■本町の現状

アンケート調査結果によると、今後の暮らし方の意向について、在宅を希望している人の割合は7割台となっており、在宅で暮らす際に必要な支援については「在宅で医療的ケア等が適切に受けられること」が最も高く、利用意向の高い福祉サービスは「居宅介護（ホームヘルプ）」となっています。

一方で、生活の中で困っていることについては、「外出するときの移動手段」や「日常の暮らしに必要な事務手続き（役場や郵便局等）」といった回答が多く、また、一人で外出することができるかについては、「一人では外出できない」と回答している人の割合は3割以上となっています。

■今後の方向性

障がいのある人が住み慣れた地域で生活するために必要なサービスを継続して提供できる体制づくりを進めます。

また、緊急時の一時受け入れや相談支援体制の充実、地域との連携した見守りにより、障がいのある人が安心して生活できる支援体制づくりを進めます。

課題5 障がいのある子どもへの支援体制の充実

障がいのある子どもが健やかに育ち、安心して暮らすことのできる地域社会を実現させるためには、子どものライフステージに沿って、地域の関係機関、特に保育、教育機関との連携を図り、切れ目のない支援体制を構築することが重要です。

■本町の現状

本町においては、「障害児相談支援」で利用者数が5～6人と一定のニーズが見込まれ、さらに「放課後等デイサービス」では、利用日数が計画値を上回る等、障がいのある子どもに対する支援のニーズが高まっています。

■今後の方向性

関係機関が、様々な機会を通じて、気がかりな子どもやその家族と継続して関わりを持つ中で、養護者の育児期における孤立の防止や家族の障がいに対する理解の促進を支援します。

また、子どもの成長段階に応じて関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく提供していく体制づくりを進めます。

さらに、障がいの有無に関わらず、全ての子どもが共に成長できるよう、学校において障がいのある人について、継続した福祉学習による理解の促進を図ります。

課題6 地域における災害時等の支援体制の充実

近年多発する地震や水害等の自然災害への防災・減災対策や原子力防災、感染症対策等、障がいのある人に対する災害時等の支援体制について、地域全体で進めていくことが求められています。

■本町の現状

アンケート調査結果によると、災害時に困ることについて全体では「避難場所まで行けない」が2割台後半で最も高く、療育手帳所持者においては「避難場所を知らない」が5割となっています。

災害時の対策については「準備していない」が3割以上となっており、災害に対する危機意識の醸成を進めていく必要があります。

■今後の方向性

防災・減災対策や原子力防災、新しい生活様式を取り入れた感染症対策等の周知啓発を推進します。併せて、消防や警察、地域の自主防災組織等と連携し、災害時に迅速に支援を行える体制の整備を推進します。

第3章 障がい福祉計画

1 令和5年度末までの成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活に移行する人数 令和元年度末時点の施設入所者の<u>6%以上</u>を地域生活へ移行する。 ●施設入所者数の削減 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から<u>1.6%以上</u>削減する。
------------	--

《目標設定の考え方》

項目	数値	考え方
【実績】施設入所者数	15人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標】地域生活に移行する人数	1人	令和5年度末までの、地域生活移行者数の目標値
【目標】施設入所者数の削減	1人	令和5年度末までに、削減する施設入所者数の目標値

(2) 地域生活支援拠点等の整備

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活支援拠点等の整備 令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に、障がいのある人の地域生活を支援する機能（地域生活への移行や相談、体験の機会・場の提供等）の集約を行う地域生活支援拠点等を少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
------------	---

《目標設定の考え方》

項目	数値	考え方
【実績】地域生活支援拠点の整備	未整備	令和元年度末時点の、地域生活支援拠点の整備
【目標】地域生活支援拠点の整備	1拠点	障がいのある人の地域生活を支援する機能を、地域における複数の機関が分担して担う体制づくりに向け、拠点となる1つを圏域に整備
【目標】地域生活支援拠点の運用状況の検証	実施	圏域において、年1回以上運用状況を検証及び検討

(3) 福祉施設から一般就労への移行

国の 基本指針	●一般就労への移行者数 令和5年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とする。
	1. 就労移行支援事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とする。
	2. 就労継続支援A型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.26倍以上とする。
	3. 就労継続支援B型事業：令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上とする。
●就労定着支援事業利用者 令和5年度に、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用する。	
●就労定着支援事業の就労定着率 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。	

《目標設定の考え方》

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労への移行者数	1人	令和元年度末の一般就労への移行者数
【実績】 1. 就労移行支援事業	1人	就労移行支援事業における、令和元年度末の一般就労への移行者数
【実績】 2. 就労継続支援A型事業	0人	就労継続支援A型事業における、令和元年度末の一般就労への移行者数
【実績】 3. 就労継続支援B型事業	0人	就労継続支援B型事業における、令和元年度末の一般就労への移行者数
【目標】 一般就労への移行者数	4人	令和5年度末の一般就労への移行者数
【目標】 1. 就労移行支援事業	2人	就労移行支援事業における、令和5年度末の一般就労への移行者数
【目標】 2. 就労継続支援A型事業	1人	就労継続支援A型事業における、令和5年度末の一般就労への移行者数
【目標】 3. 就労継続支援B型事業	1人	就労継続支援B型事業における、令和5年度末の一般就労への移行者数
【目標】 就労定着支援事業利用者数	3人	令和5年度末における就労定着支援事業の利用者数
【目標】 就労定着支援事業所数の割合	—	令和5年度末における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数の割合

(4) 相談支援体制の充実・強化等について

国の
基本指針

- 相談支援体制の充実・強化等
令和5年度末までに、各市町村または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。

《目標設定の考え方》

- 障がいのある人が地域において、自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保だけではなく、地域の実情を踏まえながら、地域共生社会の実現に向けて関係機関と連携が必要です。そのために、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保を図ります。

(5) 障がい福祉サービス等の質の向上について

国の
基本指針

- 障がい福祉サービス等の質の向上
令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築する。

《目標設定の考え方》

- 障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、県が実施する研修や会議に積極的に参加します。また事業所や関係自治体等と情報を共有する体制の構築を図ります。

2 障がい福祉サービスの見込み量と確保方策

(1) 介護給付の見込み量と確保方策

介護給付サービスについて、人員の不足からサービス提供量を十分に確保することが難しいサービスがあることから、人員の確保や育成について検討を進めていくことが必要となります。特に、サービスに関する周知啓発や研修等について、福井県や若狭地区障害児・者自立支援協議会と連携し、取り組みを推進します。

また、重度訪問介護や行動援護等、現時点ではサービス利用が見込まれないものの、障がいのある人の地域移行が進むことにより、今後ニーズの高まりが見込まれるサービスについて、サービス提供体制の確保に向けた取り組みが必要となります。

① 居宅介護

居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。

《見込み量の設定の考え方》

障がいのある人の地域移行の推進や、介助者の高齢化に伴うニーズの高まりが想定されることから、増加することを見込みます。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
居宅介護	人／月	9	10	11
	時間／月	144	160	176

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障がい、重度の精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に、居宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護等を総合的に行います。

《見込み量の設定の考え方》

利用実績がなく、現時点ではサービス利用が見込まれないことから、見込み量は設定しません。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移送の援護等の外出支援を行います。

《見込み量の設定の考え方》

継続した一定の利用があることから、1人の利用を見込みます。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
同行援護	人／月	1	1	1
	時間／月	12	12	12

④ 行動援護

知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や、外出時における移動中の介護を行います。

《見込み量の設定の考え方》

利用実績がなく、現時点ではサービス利用が見込まれないことから、見込み量は設定しません。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する重度の障がいのある人を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供します。

《見込み量の設定の考え方》

利用実績がなく、現時点ではサービス利用が見込まれないことから、見込み量は設定しません。

⑥ 生活介護

常時介護を要する障がいのある人を対象とした、主として日中に障がい者支援施設等で行われる、入浴、排せつ、食事等の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供等、身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

《見込み量の設定の考え方》

年々利用時間が増加しており、介助者の高齢化に伴うニーズの高まりも想定されることから、増加を見込みます。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
生活介護	人／月	33	34	35
	人日／月	694	715	736

⑦ 療養介護

主として日中に病院等の施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助等を行います。

《見込み量の設定の考え方》

継続して一定の利用者数が見込まれるため、過去の実績をもとに、横ばいで見込みます。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
療養介護	人／月	4	4	4

⑧ 短期入所

居宅において介護を行う人が疾病やその他の理由により介護を行うことができない場合で、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする人等に、当該施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の必要な支援を行います。

《見込み量の設定の考え方》

利用者数は減少傾向ですが、定期的な利用があり、介護者の高齢化や緊急時の受け皿として今後も一定のニーズが見込まれるため、増加を見込みます。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
短期入所	人／月	4	5	6
	人日／月	36	45	54

⑨ 施設入所支援

施設入所者を対象に、主として夜間に行われる、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

《見込み量の設定の考え方》

国の施設入所者の数値目標の設定指針に従い、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを踏まえ、サービス量を見込みます。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
施設入所支援	人／月	15	15	14

(2) 訓練等給付の見込み量と確保方策

訓練等給付サービスについて、介護給付サービスと同様に人員の確保や育成について検討を進めていく必要があります。

特に、就労支援については、就労定着支援による就労後の支援体制の充実や、就労先への障がい者雇用に関する理解促進に関する取り組みについて、専門機関等との連携を強化し取り組むことが必要です。

また、自立生活援助等、障がいのある人が安心して地域で生活するために必要なサービスについて、その提供体制の確保に向けた取り組みが必要となります。

① 自立訓練

自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

《見込み量の設定の考え方》

自立訓練は機能訓練、生活訓練ともに利用実績はありません。また、現時点でサービス利用及び提供が見込まれないことから、機能訓練、生活訓練ともに、見込み量は設定しません。

② 就労移行支援

就労を希望する障がいのある人を対象に、職場実習等、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

《見込み量の設定の考え方》

利用者は減少傾向となっておりますが、過去の実績を踏まえ一定の利用を見込みます。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
就労移行支援	人/月	3	3	3
	人日/月	64	64	64

③ 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等、その他の必要な支援を行います。

《見込み量の設定の考え方》

就労継続支援（A型）については、一定数のニーズが見込まれるため、横ばいを見込みます。

就労継続支援（B型）については、増加傾向となっており、地域生活への移行の流れも踏まえ、増加を見込みます。

サービス種別	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
就労継続支援（A型）	人／月	6	6	6
	人日／月	132	132	132
就労継続支援（B型）	人／月	22	23	24
	人日／月	398	416	434

④ 就労定着支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

《見込み量の設定の考え方》

「令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、7割以上が就労定着支援を利用する」という国の基本指針を踏まえ、令和4年度より利用を見込みます。

サービス種別	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
就労定着支援	人／月	0	1	3

⑤ 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた人を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

《見込み量の設定の考え方》

単身世帯である障がいのある人や同居している家族による支援を受けられない障がいのある人、施設入所者で地域生活へ移行した人、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に訪問や随時対応が必要と思われる人を対象に利用者数を見込みます。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
自立生活援助	人／月	0	1	2

⑥ 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間や休日に行われる、共同生活住居における入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な日常生活上の援助を行います。

《見込み量の設定の考え方》

これまでの利用実績及び施設等から地域生活への移行を踏まえ、増加を見込みます。

当事者及びその家族、サービス提供事業所、行政等が連携しながらサービスの基盤整備を図ります。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
共同生活援助 （グループホーム）	人／月	18	19	20

(3) 地域相談支援給付と確保方策

① 計画相談支援

障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しを行います。

《見込み量の設定の考え方》

地域生活への移行の流れを踏まえ、増加を見込みます。

若狭地区障害児・者自立支援協議会や基幹相談支援センター等と連携し、サービスの充実を図ります。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
計画相談支援	人／月	13	14	15

② 地域移行支援

障がい者支援施設や精神病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

《見込み量の設定の考え方》

「令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを基本とする」という国の基本指針を踏まえ、令和5年度に1人を見込みます。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
地域移行支援	人／月	1	1	1

③ 地域定着支援

居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

《見込み量の設定の考え方》

利用者数は横ばいとなっています。地域生活への移行の流れを踏まえ、今後も一定利用を見込みます。地域での生活を継続できるよう、サービスを必要とする人に対して、提供体制の確保を図ります。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
地域定着支援	人／月	3	3	3

3 地域生活支援事業の見込み量と確保方策

(1) 必須事業の見込み量と確保方策

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

《見込み量の設定の考え方》

「理解促進研修」については、若狭地区障害児・者自立支援協議会と連携して研修や講演会等を行っていきます。「啓発事業」については、パンフレット等を用いた広報活動や、教育機関での福祉教育、各行政委員への制度の周知を行う等、障がいの特性や障がいのある人への理解促進に努めます。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
理解促進研修・ 啓発事業	有／無	有	有	有

② 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

《見込み量の設定の考え方》

各種障がい者団体等を支援し、活動の推進に寄与していきます。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
自発的活動 支援事業	有／無	有	有	有

③ 相談支援事業

・ 障害者相談支援事業

障がいのある人や介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な支援を行います。

・ 基幹相談支援センター等機能強化事業

総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。

・ 住宅入居等支援事業

一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

《見込み量の設定の考え方》

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、専門的な相談の対応と情報提供に取り組みます。

基幹相談支援センターについては、広域で設置（相談支援センター若狭ねっと）しています。今後は機能強化を図り、利用しやすい環境を構築するため、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を推進します。

住宅入居支援事業については、令和5年度の実施をめざして、基盤整備に努めます。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
障害者相談 支援事業	箇所	2	2	2
基幹相談支援センタ ー等機能強化事業	有／無	有	有	有
住宅入居等 支援事業	有／無	無	無	有

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用について必要となる経費の全て、または一部について補助を行います。

《見込み量の設定の考え方》

利用実績はありませんが、障がいのある人の権利擁護の重要性から、制度の周知を図るための広報・啓発活動を推進するとともに、ニーズに応じて利用できるサービスの提供体制を整えます。

また、成年後見制度の利用促進に向けて、中核機関の設置や成年後見利用促進計画の策定、地域連携ネットワーク等協議会の設置に向けた検討を進めます。

サービス種別	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
成年後見制度利用支援事業	件／年	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

《見込み量の設定の考え方》

法人後見活動の推進を図るため、障がいのある人だけでなく、高齢者等も含めた包括的な支援を推進します。

また、成年後見制度の利用促進に向けて、中核機関の設置や成年後見利用促進計画の策定、地域連携ネットワーク等協議会の設置に向けた検討を進めます。

サービス種別	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
成年後見制度法人後見支援事業	有／無	無	無	有

⑥ 意思疎通支援事業

・手話通訳者／要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳、要約筆記の方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する奉仕員等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

《見込み量の設定の考え方》

福井県と連携し、必要なサービス体制を確保するとともに、事業の周知を図りサービス利用の促進に努めます。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
手話通訳者派遣事業	人／年	1	1	1
要約筆記者派遣事業	人／年	1	1	1

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

《見込み量の設定の考え方》

利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供を行い、利用促進を図ります。また、障がいの状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。「排泄管理支援用具」については、減少傾向となっておりますが、一定のニーズを見込んでいます。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
介護・訓練支援用具	件／年	1	1	1
自立生活支援用具	件／年	2	2	2
在宅療養等支援用具	件／年	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件／年	1	1	1
排泄管理支援用具	件／年	256	256	256
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行います。

《見込み量の設定の考え方》

地域における交流活動等の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の育成に努めます。

サービス種別	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
手話奉仕員養成研修事業	人／年	0	0	1

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等のために外出時等の移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。

《見込み量の設定の考え方》

「移動支援事業」の利用者数は過去の実績を踏まえ、一定の利用を見込みます。

サービス種別	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
移動支援事業	人／年	1	1	1
	時間／年	100	100	100

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実・強化します。

《見込み量の設定の考え方》

日中活動や社会との交流の促進等多様な役割を担う場であることから、近隣市町と連携し、安定した運営が行えるよう支援を行います。

サービス種別	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1
	人／年	6	6	6

(2) 任意事業の見込み量と確保方策

① 日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練、また、障がいのある人等を日常的に介護している家族の就労支援及び一時的な休息（レスパイト）の場を確保します。

《見込み量の設定の考え方》

令和元年度以降、利用者数の実績がありませんが、障がいのある人の活動の場を確保するサービスとして、サービス提供事業所と協力しながら円滑な運営に努めます。

サービス種別	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
日中一時支援事業	箇所	3	3	3
	人／年	3	3	3

4 その他の活動指標の確保方策

① 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等への適切な支援には、家族等の養護者が障がいの特性を理解し、必要な知識を身につけることが重要です。特に発達障がいのある子どもについて早期に適切な支援ができるよう、教育機関や医療機関等との連携を図ります。

また、家族を含む関係者間において必要な情報を共有することにより、発達障がいのある人だけではなく、その家族等に対する支援体制を確保し、必要な人にサービスを提供できるよう、ニーズの把握・充足に努めます。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域生活をサポートするため、医療、障がい福祉・介護、地域の助けあい、社会参加、教育等を一体的に提供できる、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。

地域包括ケアシステムの構築については、地域基盤の整備を検討するとともに、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置、運営体制を推進します。

③ 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

基幹相談支援センター及び若狭地区障害児・者自立支援協議会において、総合的・専門的な相談支援体制の充実を図ります。

④ 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

障がい福祉サービス等に係る各種研修に参加し、職員の知識や意識の向上を図ります。また、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果について、事業所等と情報共有することで、適切なサービス提供に寄与します。

第4章 障がい児福祉計画

1 令和5年度末までの成果目標

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1箇所設置 ● 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村または圏域で構築 ● 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1箇所確保 ● 医療的ケア児支援の協議の場（各市町村）の設置 ● 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 (令和5年度末まで)
------------	--

《目標設定の考え方》

- 児童発達支援センターは、町内にはないことから、広域での利用確保に努めます。
- 保育所等訪問支援を利用できる体制についても、町内には事業所がないため、広域で実施しており、今後も国等の動向を注視しながら利用確保に努めます。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、町内にはないことから、広域での利用確保に努めます。
- 医療的ケア児支援の協議の場の設置については、国等の動向を踏まえるとともに、医療的ケア児に関する地域のニーズや資源を把握し、実施体制の整備に取り組みます。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、医療的ケア児に関する地域のニーズを把握し、実施体制の整備に取り組みます。

項目	目標
児童発達支援センターの設置	1箇所
保育所等訪問支援の充実	有
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

2 障がい児福祉サービスの見込み量と確保方策

(1) 障がい児福祉サービスの見込み量と確保方策

障がい児福祉サービスについては、医療機関や児童福祉、教育機関、事業所等と積極的に情報を共有する等、連携を強化し、サービスを必要とする人に適切なサービスが提供できる体制づくりを推進します。

① 児童発達支援

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。

《見込み量の設定の考え方》

利用者数は横ばいとなっており、今後も障がいのある子どもについては一定数見込まれるため、実績をもとに一定の利用を見込みます。

サービス種別	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
児童発達支援	人/月	11	11	11
	人日/月	11	11	11

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある子どもに、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある子どもの放課後等の居場所を提供します。

《見込み量の設定の考え方》

利用者数は増加傾向となっていることから、実績をもとに各年度2人ずつの増加を見込みます。

サービス種別	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
放課後等 デイサービス	人/月	13	15	17
	人日/月	78	90	102

③ 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がいのある子ども（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対応し、集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

《見込み量の設定の考え方》

利用者数は増加傾向となっており、今後も一定のニーズが見込まれるため、実績をもとに増加で見込みます。また、保育所等との連携が不可欠であることから、制度や支援の内容について周知啓発を図ります。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
保育所等訪問支援	人／月	4	5	6
	人日／月	6	8	9

④ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児等の重度の障がいのある子ども等であって、外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

《見込み量の設定の考え方》

利用の希望があった場合に対応することができるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

サービス種別	単位	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
居宅訪問型児童 発達支援	人／月	1	1	1
	人日／月	1	1	1

⑤ 医療型児童発達支援

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適應訓練等に加え、治療を行います。

《見込み量の設定の考え方》

利用実績がなく、現時点で今後もサービス利用及び提供が見込まれないことから、見込み量は設定しません。

⑥ 障害児相談支援

「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「医療型児童発達支援」を利用する子どもに、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

《見込み量の設定の考え方》

対象となる子どもの増加見込みを踏まえ、各年度2人ずつの増加を見込みます。

サービス種別	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
障害児相談支援	人/月	7	9	11

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健・医療・福祉等の関連分野間の連絡調整を行います。

《見込み量の設定の考え方》

保健・医療・福祉等と連携し、医療的ケア児等の把握に努めるとともに、コーディネーターの配置を含む体制の整備を推進します。

サービス種別	単位	令和3年度見込み	令和4年度見込み	令和5年度見込み
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/年	1	1	1

第5章 計画の推進体制

本計画を着実に推進するために、関係機関・団体との連携を図りつつ、計画の進捗状況の定期的な分析及び評価を実施し、必要に応じて計画や事業の見直し等を行う必要があります。

1 事業者・地域等との協働の推進

障がいのある人の地域での生活をより充実したものにするためには、庁内の関係各課の連携に加え、国や県の関係機関、民間事業所、当事者団体、ボランティア団体等との連携が必要です。そのため、意見の交換や情報の共有を図る等、協働の取り組みを進めます。

2 庁内体制の整備

本計画の内容は、保健・医療・福祉・教育・雇用・安全等の多様な分野にまたがるものであることから、障がいのある人のニーズに応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、関係各課が連携し、総合的に取り組んでいきます。

また、若狭地区障害児・者自立支援協議会と連携し、計画の検証や必要に応じた見直し等を行い、計画の円滑な推進に取り組んでいきます。

3 計画の達成状況の点検及び評価

「PDCA サイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、達成状況の点検及び評価を行い、必要に応じて施策・事業の実施に反映することが重要です。

そのため、庁内関係各課や関係機関等との情報の共有を図るとともに、若狭地区障害児・者自立支援協議会等に随時意見を聴きながら、進捗状況や課題の把握等を行います。

また、「第2次おおい町障害者基本計画」「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」が終了する令和5年度には、障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取り組みの見直しと、障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスにおける成果目標や活動指標の見直しを行うため、関係各課による調整を行い、次期計画の策定を行います。

資料編

1 おおい町障害福祉計画等策定委員会設置要綱

おおい町障害福祉計画等策定委員会設置要綱

（平成18年4月22日
告示第 122 号）

改正 平成29年5月15日告示第153号
令和2年4月1日告示第157号

（目的）

第1条 この要綱は、障害者基本法第11条第3項に規定する障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画を策定するため、おおい町障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することを目的とする。

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) おおい町障害者基本計画の策定に関すること。
- (2) おおい町障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) おおい町障害児福祉計画の策定に関すること。
- (4) その他計画の策定に関して必要なこと。

（組織）

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、住民の代表、町職員その他町長が適当と認める者の中から町長が任命又は委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、委員の互選による。

5 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集する。

2 委員長は、会議の議長となり議事を整理する。

（成果の報告）

第6条 委員長は、委員会の任務が完了したときは、その成果を速やかに町長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、いきいき福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

(解散)

第9条 委員会は、第6条の規定による報告が完了したときに解散する。

附 則

この告示は、平成18年4月22日から施行する。

附 則(平成29年5月15日告示第153号)

この告示は、平成29年5月15日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第157号)

この告示は、公表の日から施行する。

2 おおい町障害福祉計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

職名	委員区分	氏名	所属
会 長	学識経験者	辻 徹	おおい町議会
副会長	福祉関係者	齋 藤 洋 樹	社会福祉法人 おおい町社会福祉協議会
委 員	保健医療関係者	赤 崎 典 雄	嶺南振興局若狭健康福祉センター
	福祉団体	江 崎 英 二	おおい町身体障害者福祉協会
		藤 本 冬 樹	若狭心身障害児（者）福祉協会
	福祉関係者	川 端 道 雄	おおい町民生委員児童委員協議会 障害者福祉部会
		村 上 美 恵 子	NPO法人 福祉ネットこうえん会 相談支援センター 若狭ねっと
		内 田 貴 弘	社会福祉法人 若狭つくし会 若狭つくし会相談支援事業所
		濱 瀬 享 也	児童デイサービス おひさまはうす
		泉 伸 也	合同会社 谷川商店 支援センターぐるぐる
	山 本 愛	おおい町職員 保健師	

3 計画策定の経過

年月日	事項	内容
令和2年8月	アンケート調査の実施	○519人に調査票を配布し、270人から回収（回収率：52.0%）
令和2年 10月2日	おおい町障害福祉計画等 策定委員会委員委嘱式及び 第1回委員会	○計画策定の概要説明 ○第5期障害福祉計画、第1期障害 児福祉計画の状況報告
令和2年 11月18日	第2回おおい町障害福祉 計画等策定委員会会議	○アンケート調査結果の概要説明 ○骨子案の説明
令和3年 2月2日	第3回おおい町障害福祉 計画等策定委員会会議	○素案の検討
令和3年 2月17日 ～2月26日	パブリックコメントの実施	○町ホームページ及びいきいき福祉 課等の窓口で実施
令和3年 3月19日	第4回おおい町障害福祉 計画等策定委員会会議	○最終案の検討

おおい町
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

発行：おおい町 いきいき福祉課
〒 919-2111 大飯郡おおい町本郷 92-51-1
保健福祉センターなごみ内
TEL：(0770) 77-2760 FAX：(0770) 77-3377

発行年月：令和3年3月
